

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2021.2.13



オーストラリアから、
素敵なお夢が届きます。



豪ドル毎月分配型ファンド

追加型投信／海外／債券

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	債券 一般 クレジット属性(高格付債)	年12回 (毎月)	オセアニア	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「豪ドル毎月分配型ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年8月14日に関東財務局長に提出しており、2020年8月15日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産額:17兆2,143億円
(2020年11月30日現在)
ホームページアドレス:
<https://www.am.mufg.jp/>
お客様専用フリーダイヤル
0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とし、信用度の高い公社債に分散投資することにより、安定した収益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色1

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とし、豪ドルベースでの安定的な運用をめざします。

● 組入債券の種類

高格付けの豪ドル建ての国債、政府機関債、州政府債、社債、資産担保証券(ABS)、モーゲージ証券(MBS)、国際機関債等に分散投資します。

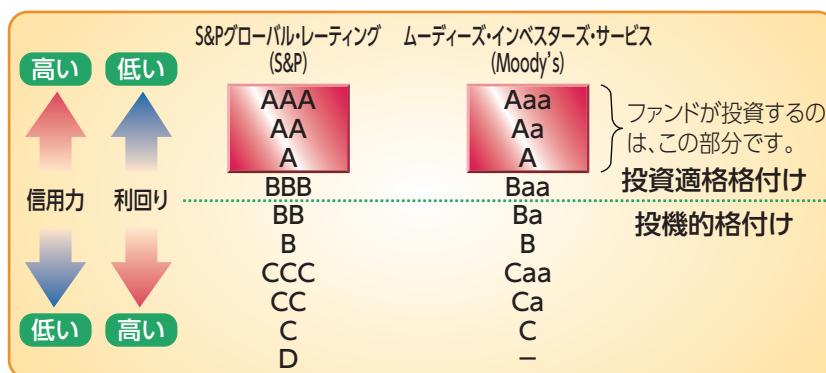
■ ABSはカード・自動車ローン等のローン債権を担保として、MBSは住宅ローン等の債権を担保として発行された証券です。

● 組入債券の格付け

組入債券の平均格付けは、原則としてAA-格相当以上を維持し、信用リスクの低減をめざします。

また、投資する債券は、原則として購入時においてA-格相当以上の格付けを取得しているものに限定します。

<債券の格付けと利回りについて>



S&PのAAからCCCまでの格付けには「+,-」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」という付加記号を省略して表示しています。

左図は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

● 組入債券の残存期間

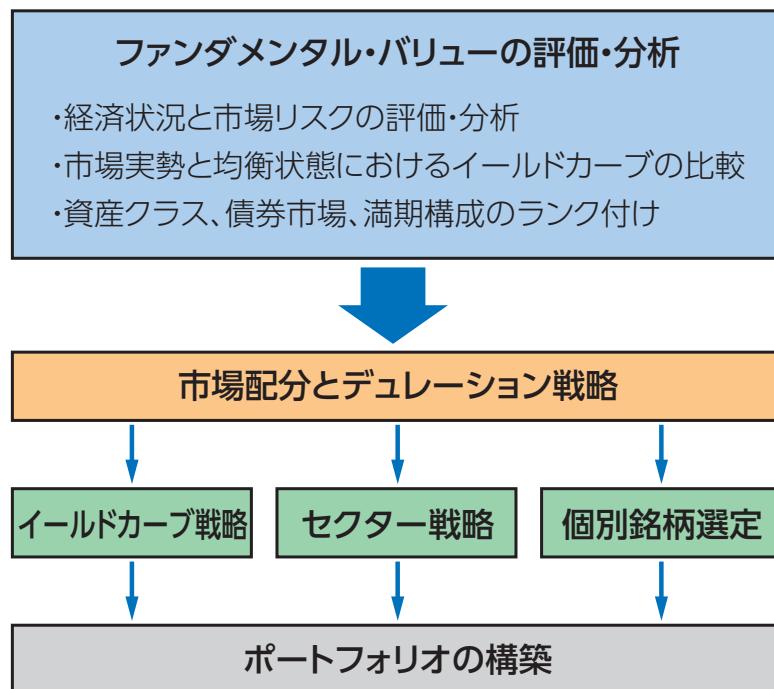
組入債券の平均デュレーションは、原則としてベンチマークであるブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0-3年、円換算ベース)±1年以内とし、金利変動リスクの低減をめざします。

■ デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

■ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

■ ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0-3年)とは、オーストラリアの債券市場の値動き(豪ドルベース)を表す指数で、残存期間が3年以内の銘柄で構成されています。ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0-3年、円換算ベース)は、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0-3年)をもとに、委託会社が計算したものです。

<運用プロセス>



- イールドカーブとは、同種類の債券の償還までの残存期間を横軸にとり、それに対応した利回りを縦軸にとった時に描かれる利回り曲線のことです。
- ！ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧いただけます。

● 為替の影響について

組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色
2

運用は、豪ドル建債券運用に実績があるUBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託します。

<UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドについて>

総合金融機関「UBS AG」の一員です

UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドは、総合金融機関「UBS AG」の資産運用部門「UBSアセット・マネジメント」に属し、「UBS AG」のオーストラリアにおける資産運用を担っています。

・「UBS AG」の概要

スイス銀行とスイス・ユニオン銀行の合併により1998年に設立。
世界の主要都市にオフィスを構える総合金融機関。

- ！ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

特色3

毎月の安定分配をめざします。

- 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
- 債券の利子収益や売買益(評価益を含みます。)等を原資として、毎月の決算時に安定した収益分配を行うことをめざします。
- 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



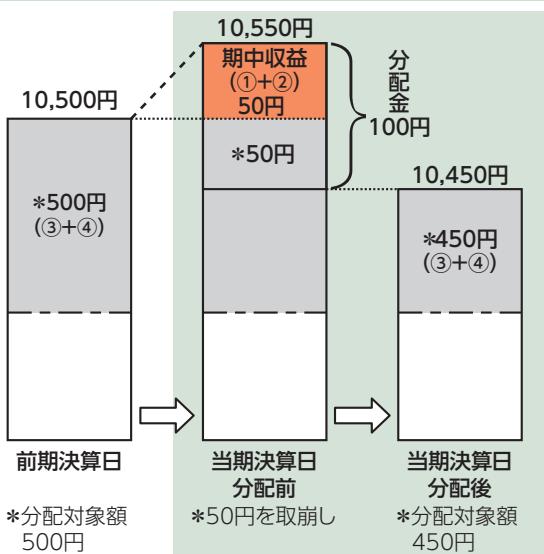
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

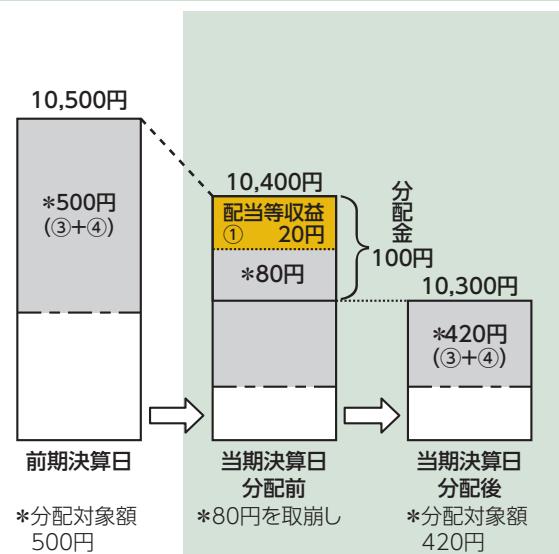
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

普通分配金
元本払戻金 (特別分配金)
分配金 支払後 基準価額 個別元本
投資者の 購入価額 (当初個別元本)

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減ります。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

元本払戻金 (特別分配金)
分配金 支払後 基準価額 個別元本
投資者の 購入価額 (当初個別元本)

普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

ブルームバーグおよびブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークです。

ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーが、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)に対する全ての権利を保有しています。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)に関するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)、またはブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)に関するデータもしくは価値またはブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)から得ることができる結果に関して、明示または默示を問わず如何なる保証も行わず、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)の商品性および特定の目的に対する適合性に関するあらゆる保証を明示的に否定します。指数に対して直接投資を行うことはできません。バックテストされたパフォーマンスは、実際のパフォーマンスではありません。法律上認められる最大限の範囲で、ブルームバーグ、ブルームバーグのライセンサー、およびこれらのそれぞれの従業員、業務受託者、代理人、サプライヤーおよびベンダーは、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)またはこれに関するデータもしくは価値に関係して生じるいかなる傷害または損害についても、直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的またはその他であるかを問わず、何らの債務も責任も負いません(これらの者の過失その他に起因するか否かを問いません。)。ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)のいかなる部分も、金融商品の申込み、あるいはブルームバーグもしくはその関係会社による投資助言もしくは投資の推奨(すなわち、「買い」、「売り」、「保有」または特定の権利)に関するその他の取引を実行するか否かの推奨)またはブルームバーグもしくはその関係会社による投資もしくはその他の戦略に関する推奨を構成するものではなく、またどのように解釈されてはなりません。ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)から得ができるデータおよびその他の情報は、投資判断の基礎とするために十分な情報とみなされるべきではありません。ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)が提供する全ての情報は、個人的なものではなく、いかなる者、法人または集団のニーズに対応したものではありません。ブルームバーグおよびその関係会社は、証券またはその他の権利の将来のまたは予想される価値についての意見を表明するものではなく、いかなる種類の投資戦略について、明示的にも黙示的にも、いかなる推奨または提案も行うものではありません。

ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社の三菱UFJ国際投信株式会社との唯一の関係は、一定の商標、商号およびサービスマークならびにブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)のライセンス付与のみであり、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)は、三菱UFJ国際投信株式会社または豪ドル毎月分配型ファンドを考慮することなく、ブルームバーグによって決定され、構成されかつ算出されています。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)の決定、構成または算出において、三菱UFJ国際投信株式会社または豪ドル毎月分配型ファンドの保有者のニーズを考慮する義務を負っていません。豪ドル毎月分配型ファンドは、ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社がスポンサーとなり、是認し、販売した場合は促進するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

■他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

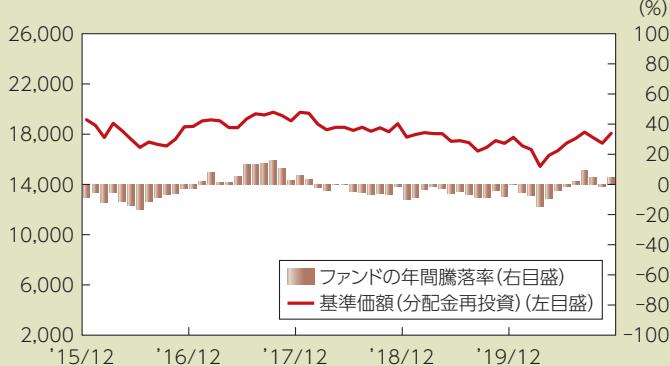
なお、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

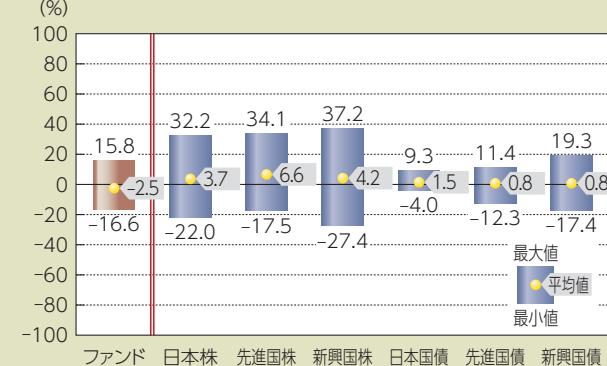
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2015年12月末～2020年11月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年12月末～2020年11月末)



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

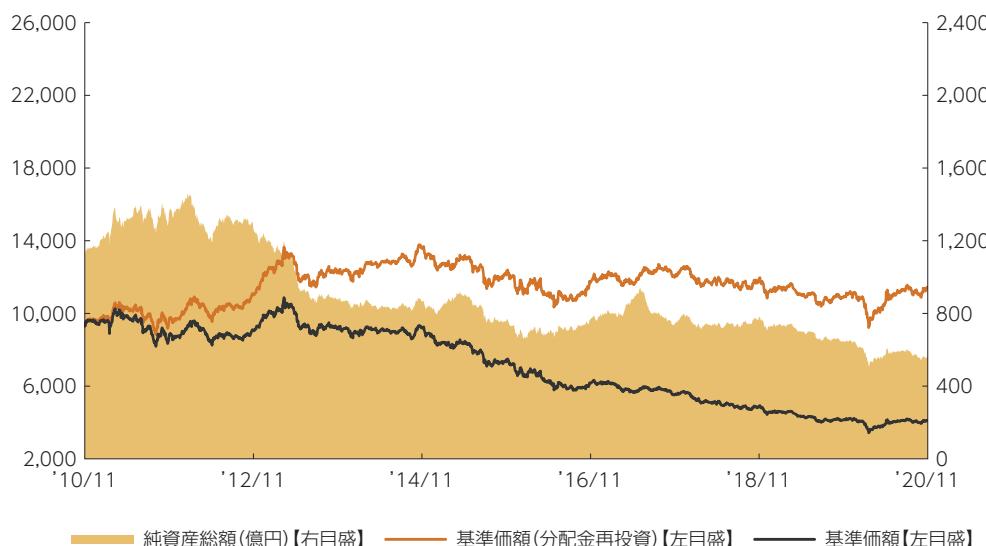


運用実績

2020年11月30日現在

■基準価額・純資産の推移

2010年11月30日～2020年11月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	4,122円
純資産総額	559.5億円

■分配の推移

2020年11月	10円
2020年10月	10円
2020年9月	10円
2020年8月	10円
2020年7月	20円
2020年6月	20円
直近1年間累計	200円
設定来累計	12,076円

• 分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

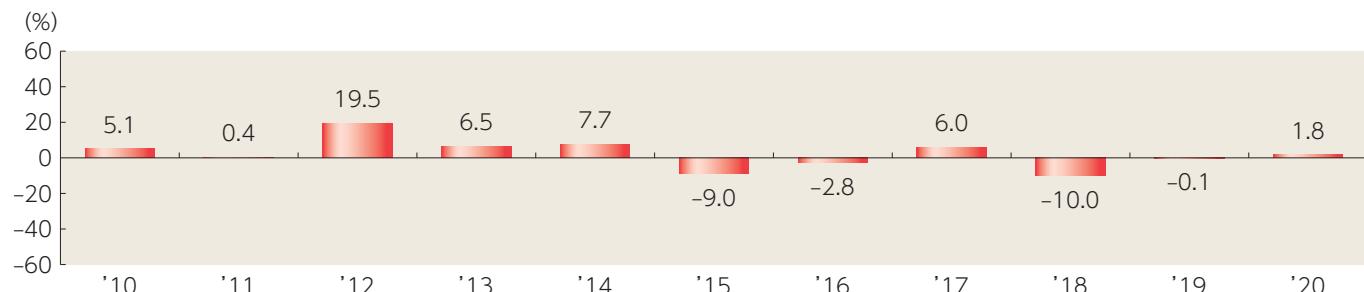
種別構成	比率
国債	6.4%
地方債	3.5%
特殊債	38.4%
社債	49.0%
コールローン他 (負債控除後)	2.7%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種別	比率
1 3 QUEENSLAND 240322	特殊債	6.0%
2 0.25 AUST GOVT 241121	国債	5.5%
3 4 NATIONAL AUSTRALIA 211216	社債	4.3%
4 3.1 WESTPAC BAN 210603	社債	3.5%
5 2.5 LANDWIRTSCH 210413	特殊債	3.5%
6 4.5 KOMMUNALBANK 230417	特殊債	3.3%
7 3.98 AUSTRALIAN N 251118	社債	3.1%
8 FRN ING BANK (AUS 210907)	社債	2.8%
9 6.5 KOMMUNALBANK 210412	特殊債	2.8%
10 1 AUST CAPITAL TE 230417	地方債	2.8%

その他資産の状況	比率
債券先物取引 (売建)	-8.0%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間收益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2020年は年初から11月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
 申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・シドニー先物取引所、シドニーの銀行の休業日 ・シドニーにおける債券市場の取引停止日
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	2020年8月15日から2021年8月16日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
 その他	信託期間	無期限(2003年5月30日設定)
	線上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	6ヵ月毎(5・11月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限2.2% (税抜 2%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% をかけた額		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

日々の純資産総額に対して、**年率1.21% (税抜 年率1.1%)**をかけた額

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.55%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

●運用指図権限の委託先への報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年5・11月の15日(休業日の場合は翌営業日)および償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率0.25%以内をかけた額とします。

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。

- ・監査法人に支払われるファンドの監査費用
- ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
- ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

Tax 税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2020年11月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>

**投資信託説明書
(請求目論見書)**

使用開始日 2021.2.13

豪ドル毎月分配型ファンド

追加型投信／海外／債券

この目論見書により行う「豪ドル毎月分配型ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2020 年 8 月 14 日に関東財務局長に提出しており、2020 年 8 月 15 日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

発行者名	： 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	： 取締役社長 松田 通
本店の所在の場所	： 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	： 該当事項はありません。



目次

第一部 【証券情報】	1
(1) 【ファンドの名称】	1
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3) 【発行（売出）価額の総額】	1
(4) 【発行（売出）価格】	1
(5) 【申込手数料】	1
(6) 【申込単位】	1
(7) 【申込期間】	1
(8) 【申込取扱場所】	2
(9) 【払込期日】	2
(10) 【払込取扱場所】	2
(11) 【振替機関に関する事項】	2
(12) 【その他】	2
第二部 【ファンド情報】	3
第1 【ファンドの状況】	3
第2 【管理及び運営】	41
第3 【ファンドの経理状況】	47
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	59
第三部 【委託会社等の情報】	60
第1 【委託会社等の概況】	60
約款	100

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

豪ドル毎月分配型ファンド（「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

(5) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2020年8月15日から2021年8月16日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の 9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

信託金の限度額は、5,000 億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	特殊型 ()
	内外	その他資産 ()		
追加型		資産複合	E T F	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり ()	日経225	ブル・ベア型
	年2回	日本	ファンド	条件付運用型		
	年4回	北米	ファンド・		なし	T O P I X
	年6回	欧州	オブ・	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型		
	(隔月)	アジア	ファンズ			
債券	年12回 (毎月)	オセアニア		その他 ()	その他 ()	その他 ()
		中南米				
	日々	アフリカ				
	その他 ()	中近東 (中東)				
		エマージング				
クレジット 属性 (高格付債)						
不動産投信						
その他資産 ()						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容について

は、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指すまたはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資

		産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とし、信用度の高い公社債に分散投資することにより、安定した収益の獲得をめざします。

ファンドの特色



豪ドル建ての公社債を主要投資対象とし、豪ドルベースでの安定的な運用をめざします。

● 組入債券の種類

高格付けの豪ドル建ての国債、政府機関債、州政府債、社債、資産担保証券(ABS)、モーゲージ証券(MBS)、国際機関債等に分散投資します。

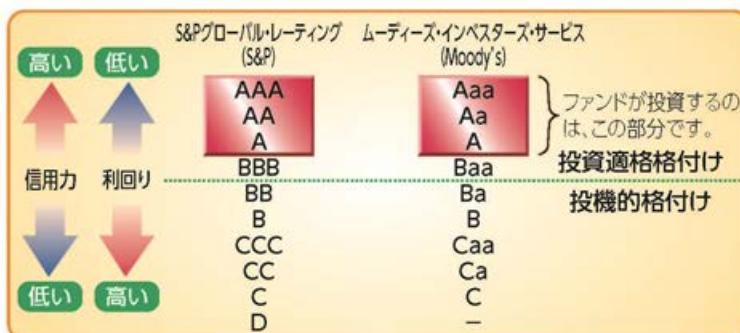
■ ABSはカード・自動車ローン等のローン債権を担保として、MBSは住宅ローン等の債権を担保として発行された証券です。

● 組入債券の格付け

組入債券の平均格付けは、原則としてAA-格相当以上を維持し、信用リスクの低減をめざします。

また、投資する債券は、原則として購入時においてA-格相当以上の格付けを取得しているものに限定します。

<債券の格付けと利回りについて>



S&PのAAからCCCまでの格付けには「+,-」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1,2,3」という付加記号を省略して表示しています。

左図は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

● 組入債券の残存期間

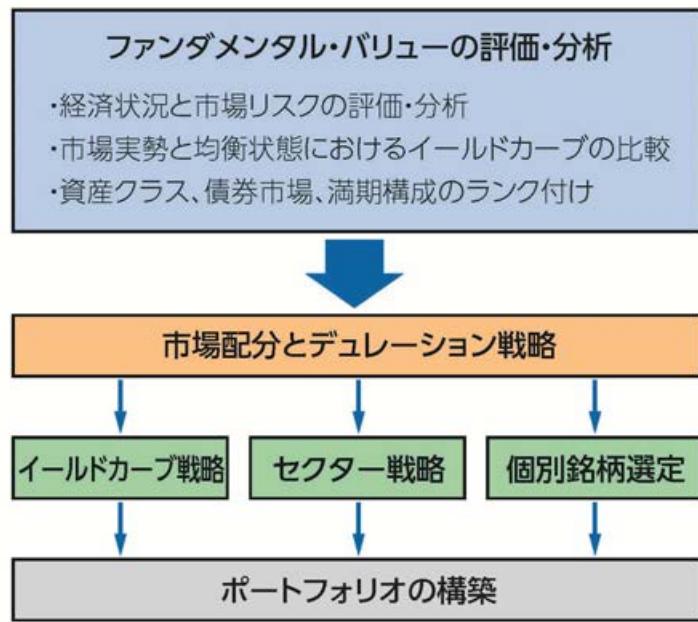
組入債券の平均デュレーションは、原則としてベンチマークであるブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0-3年、円換算ベース)±1年以内とし、金利変動リスクの低減をめざします。

■ デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

■ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

■ ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0-3年)とは、オーストラリアの債券市場の値動き(豪ドルベース)を表す指数で、残存期間が3年以内の銘柄で構成されています。ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0-3年、円換算ベース)は、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0-3年)をもとに、委託会社が計算したものです。

<運用プロセス>



- イールドカーブとは、同種類の債券の償還までの残存期間を横軸にとり、それに対応した利回りを縦軸にとった時に描かれる利回り曲線のことです。
- ! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

● 為替の影響について

組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色
2

運用は、豪ドル建債券運用に実績があるUBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託します。

<UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドについて>

総合金融機関「UBS AG」の一員です

UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドは、総合金融機関「UBS AG」の資産運用部門「UBSアセット・マネジメント」に属し、「UBS AG」のオーストラリアにおける資産運用を担っています。

- ・「UBS AG」の概要
スイス銀行とスイス・ユニオン銀行の合併により1998年に設立。
世界の主要都市にオフィスを構える総合金融機関。

- ! 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。



毎月の安定分配をめざします。

- 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
- 債券の利子収益や売買益(評価益を含みます。)等を原資として、毎月の決算時に安定した収益分配を行うことをめざします。
- 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



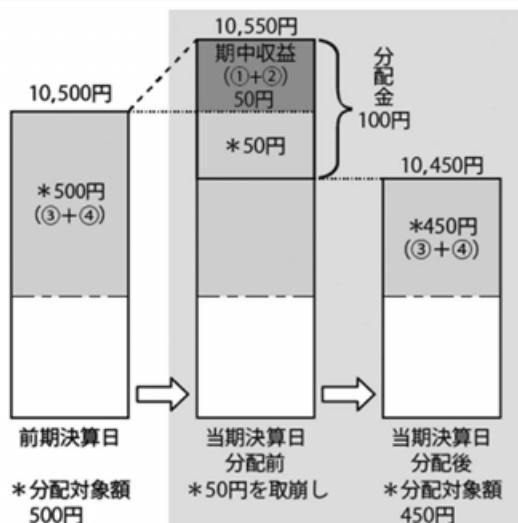
◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

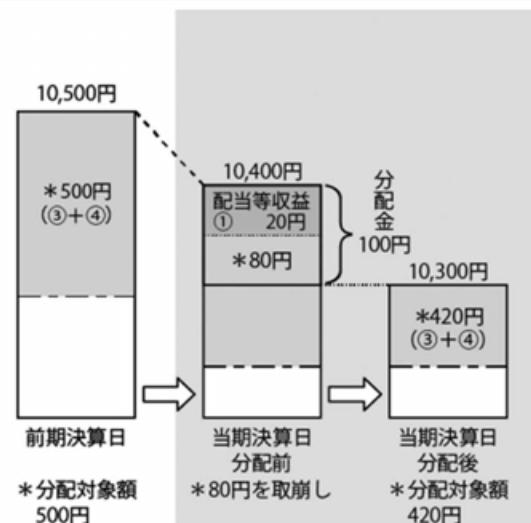
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



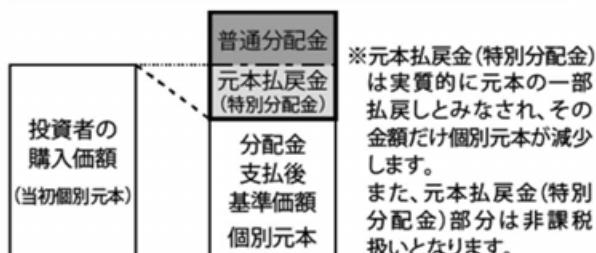
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

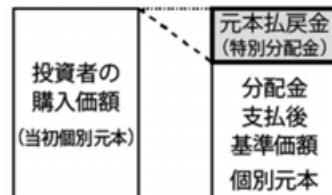
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

ブルームバーグおよびブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークです。

ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーが、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)に対する全ての権利を保有しています。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)に関するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)、またはブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)に関するデータもしくは価値またはブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)から得ることができる結果に関して、明示または默示を問わず如何なる保証も行わず、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)の商品性および特定の目的に対する適合性に関するあらゆる保証を明示的に否定します。指数に対して直接投資を行うことはできません。パックテストされたパフォーマンスは、実際のパフォーマンスではありません。法律上認められる最大限の範囲で、ブルームバーグ、ブルームバーグのライセンサー、およびこれらのそれぞれの従業員、業務受託者、代理人、サプライヤーおよびベンダーは、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)またはこれに関連するデータもしくは価値に関係して生じるいかなる傷害または損害についても、直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的またはその他であるかを問わず、何らの債務も責任も負いません(これらの者の過失その他に起因するか否かを問いません。)。ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)のいかなる部分も、金融商品の申込み、あるいはブルームバーグもしくはその関係会社による投資助言もしくは投資の推奨(すなわち、「買い」、「売り」、「保有」または特定の権利に関係するその他の取引を実行するか否かの推奨)またはブルームバーグもしくはその関係会社による投資もしくはその他の戦略に関する推奨を構成するものではなく、またそのように解釈されることはなりません。ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)から得ができるデータおよびその他の情報は、投資判断の基礎とするために十分な情報とみなされるべきではありません。ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)が提供する全ての情報は、個人的なものではなく、いかなる者、法人または集団のニーズに対応したものではありません。ブルームバーグおよびその関係会社は、証券またはその他の権利の将来のまたは予想される価値についての意見を表明するものではなく、いかなる種類の投資戦略について、明示的にも黙示的にも、いかなる推奨または提案も行うものではありません。

ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社の三菱UFJ国際投信株式会社との唯一の関係は、一定の商標、商号およびサービスマークならびにブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)のライセンス付与のみであり、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)は、三菱UFJ国際投信株式会社または豪ドル毎月分配型ファンドを考慮することなく、ブルームバーグによって決定され、構成されかつ算出されています。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(0~3年)の決定、構成または算出において、三菱UFJ国際投信株式会社または豪ドル毎月分配型ファンドの保有者のニーズを考慮する義務を負っていません。豪ドル毎月分配型ファンドは、ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社がスポンサーとなり、是認し、販売または促進するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2003年5月30日	設定日、信託契約締結、運用開始
2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信 株式会社	再委託先 UBSアセット・マネジメント（オ ーストラリア）リミテッド
信託財産の保管・管理等を行 います。	信託財産の運用の指図、 受益権の発行等を行いま す。	委託会社から運用の指図に関する 権限の委託を受け、ファンドにお ける運用の指図を行います。

投資 ↓ ↑ 損益

有価証券等

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況（2020年11月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号

- 設立年月日

1985年8月1日

- 資本金

2,000百万円

- 沿革

1997年5月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月

東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月

三菱投信株式会社とユーニフュージェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月

三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

豪ドル建ての国債、政府機関債、州政府債、社債、資産担保証券（ABS）、モーゲージ証券（MBS）、国際機関債等に分散投資を行います。

ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（0～3年、円換算ベース）をベンチマークとします。

ポートフォリオの平均格付は原則としてAA一格相当以上を維持することとし、投資する公社債は原則として取得時においてA一格相当以上の格付を取得しているものに限ります。

ポートフォリオの平均デュレーションは原則としてベンチマーク±1年以内の範囲で調整します。なお、デュレーション調整等のため、債券先物取引等を利用する場合があります。

公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は、100%を超えることがあります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用の指図に関する権限は、UBSアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託します。^(注)

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。）で 16. で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下 16.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で 23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券ならびに 16. の証券ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、14. および 15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

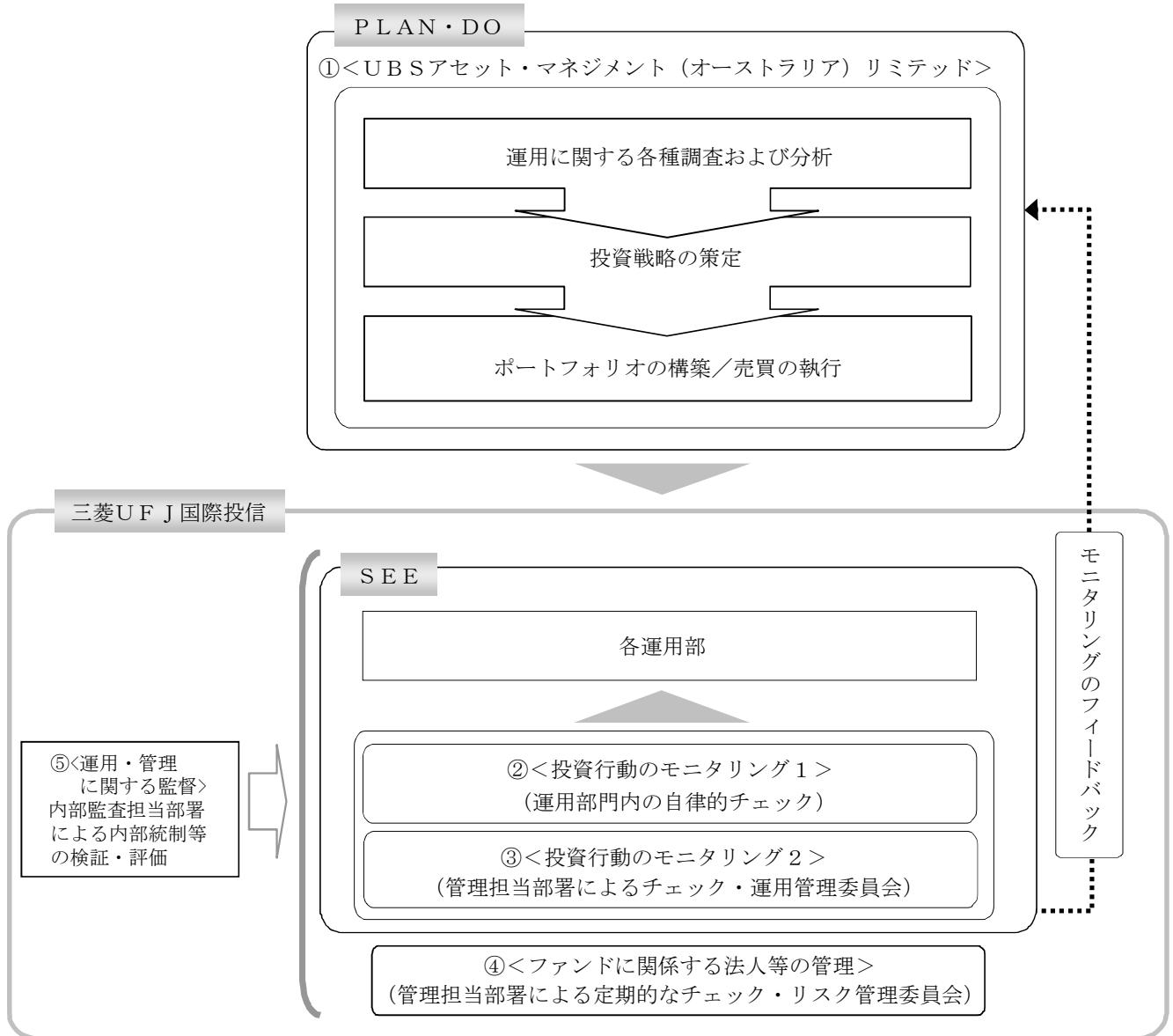
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で 5. の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

(3) 【運用体制】



①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは運用の指図に関する権限を、UBS Asset Management (Australia) Limited（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②投資行動のモニタリング 1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

③投資行動のモニタリング 2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、

リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①株式

委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す

るものとします。

- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑮デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑯信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・一般的に金利が低下した場合、資産担保証券（MBS、ABS）の担保となるローンの期限前返済が増加し、資産担保証券の期限前償還が増加することがあります。そのため当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

[再委託先の管理体制]

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

[委託会社における再委託先に対する確認体制]

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.2%）が差し引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.21%（税抜 1.1%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.55%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年5月および11月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.25%以内の率を乗じて得た金額とします。

(4) 【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行いう場合の借入金の利息および借り入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数

料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参考ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未満者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得

- する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2020 年 11 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【豪ドル毎月分配型ファンド】

(1) 【投資状況】

令和 2 年 11 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	オーストラリア	3,587,596,658	6.41
地方債証券	オーストラリア	1,955,020,722	3.49
特殊債券	オーストラリア	21,459,275,295	38.35
社債券	オーストラリア	27,442,750,542	49.04
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,509,645,632	2.71
純資産総額		55,954,288,849	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 2 年 11 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
債券先物取引	売建	オーストラリア	4,498,648,627	△8.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2 年 11 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
オーストラリア	特殊債券	3 QUEENSLAND 240322	40,000,000	8,414.27	3,365,711,117	8,400.81	3,360,325,263	3.000000	2024/3/22	6.01
オーストラリア	国債証券	0.25 AUST GOVT 241121	40,000,000	7,709.92	3,083,970,274	7,711.93	3,084,773,653	0.250000	2024/11/21	5.51
オーストラリア	社債券	4 NATIONAL AUSTRALIA 211216	30,282,000	8,011.13	2,425,932,305	8,001.63	2,423,053,675	4.000000	2021/12/16	4.33
オーストラリア	社債券	3.1 WESTPAC BANK 210603	25,000,000	7,816.59	1,954,148,892	7,807.62	1,951,906,389	3.100000	2021/6/3	3.49
オーストラリア	特殊債券	2.5 LANDWIRTSCH 210413	25,000,000	7,765.23	1,941,308,960	7,758.77	1,939,693,465	2.500000	2021/4/13	3.47
オーストラリア	特殊債券	4.5 KOMMUNALBANKE 230417	21,900,000	8,467.48	1,854,380,204	8,455.46	1,851,747,766	4.500000	2023/4/17	3.31
オーストラリア	社債券	3.98 AUSTRALIAN N 251118	19,830,000	8,711.18	1,727,427,680	8,732.49	1,731,653,343	3.980000	2025/11/18	3.09
オーストラリア	社債券	FRN ING BANK (AUS 210907	20,500,000	7,716.64	1,581,912,356	7,716.41	1,581,865,845	0.670000	2021/9/7	2.83
オーストラリア	特殊債券	6.5 KOMMUNALBANKE 210412	20,000,000	7,886.85	1,577,371,647	7,868.01	1,573,603,365	6.500000	2021/4/12	2.81
オーストラリア	地方債証券	1 AUST CAPITAL TRUST 230417	20,000,000	7,847.76	1,569,553,746	7,852.12	1,570,425,598	1.000000	2023/4/17	2.81
オーストラリア	特殊債券	0.515 EXPORT FIN 240129	20,000,000	7,755.63	1,551,127,339	7,756.62	1,551,324,383	0.515000	2024/1/29	2.77
オーストラリア	社債券	3.25 COMMONWEALTH 220331	17,780,000	8,016.24	1,425,288,308	8,006.06	1,423,477,791	3.250000	2022/3/31	2.54
オーストラリア	社債券	2.75 COMMONWEALTH 211117	18,000,000	7,894.97	1,421,095,003	7,885.95	1,419,471,956	2.750000	2021/11/17	2.54
オーストラリア	社債券	FRN TELSTRA CORPORATION 210419	18,400,000	7,709.32	1,418,516,147	7,709.96	1,418,634,170	0.900000	2021/4/19	2.54
オーストラリア	社債券	4.75 UNIV OF SYDNEY 210416	16,500,000	7,829.17	1,291,813,663	7,818.18	1,290,001,336	4.750000	2021/4/16	2.31
オーストラリア	特殊債券	4 NEWWALES 230420	15,000,000	8,406.70	1,261,006,015	8,398.26	1,259,739,423	4.000000	2023/4/20	2.25
オーストラリア	社債券	4.5 FONTERA COOP 210630	15,000,000	7,889.70	1,183,455,125	7,879.94	1,181,991,720	4.500000	2021/6/30	2.11
オーストラリア	社債券	5.5 SGSP AUST 210312	15,000,000	7,817.32	1,172,598,586	7,802.41	1,170,362,005	5.500000	2021/3/12	2.09
オーストラリア	特殊債券	1 NBN CO LTD 251203	13,500,000	7,685.38	1,037,527,052	7,693.58	1,038,633,552	1.000000	2025/12/3	1.86
オーストラリア	特殊債券	2.45 ASIAN DEV 240117	12,500,000	8,217.91	1,027,239,666	8,214.12	1,026,765,997	2.450000	2024/1/17	1.84
オーストラリア	特殊債券	2.5 WEST AUST TRE 240723	12,000,000	8,338.92	1,000,670,934	8,323.75	998,850,290	2.500000	2024/7/23	1.79
オーストラリア	社債券	4.25 UNIVERSITY 210630	12,000,000	7,870.79	944,495,638	7,864.25	943,710,895	4.250000	2021/6/30	1.69
オーストラリア	社債券	0.85 DBS GROUP HOLDING 230717	11,600,000	7,722.46	895,805,364	7,732.48	896,968,468	0.850000	2023/7/17	1.60
オーストラリア	社債券	1.65 LLOYDS BANK 220812	11,300,000	7,836.30	885,502,932	7,836.75	885,553,426	1.650000	2022/8/12	1.58
オーストラリア	社債券	5.25 WESTPAC BANK 231121	10,000,000	8,831.53	883,153,607	8,819.38	881,938,506	5.250000	2023/11/21	1.58
オーストラリア	社債券	3 ING BANK (AUSTRALIA) 230907	10,000,000	8,227.59	822,759,184	8,231.51	823,151,656	3.000000	2023/9/7	1.47
オーストラリア	特殊債券	1.5 KFW 240724	10,000,000	8,026.60	802,660,294	8,020.78	802,078,854	1.500000	2024/7/24	1.43
オーストラリア	特殊債券	1.45 EIB 240125	10,000,000	7,978.90	797,890,874	7,974.57	797,457,717	1.450000	2024/1/25	1.43

オーストラリア	社債券	2.75 HSBC BANK 210816	10,000,000	7,838.13	783,813,191	7,832.58	783,258,516	2.750000	2021/8/16	1.40
オーストラリア	社債券	FRN SUNCORP-MET 230913	10,000,000	7,777.66	777,766,296	7,780.56	778,056,862	0.860000	2023/9/13	1.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2 年 11 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	6.41
地方債証券	3.49
特殊債券	38.35
社債券	49.04
合計	97.30

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

令和 2 年 11 月 30 日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額(円)	評価金額	評価金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	オーストラリア	シドニー先物取引所	AUST3Y 2012	売建	498	オーストラリアドル	58,483,079.98	4,497,933,681	58,492,375.86	4,498,648,627	△8.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 2 年 11 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 90 計算期間末日	(平成 22 年 12 月 15 日)	115,912,756,961	116,816,853,243	9,616	9,691
第 91 計算期間末日	(平成 23 年 1 月 17 日)	115,764,253,314	116,683,629,609	9,444	9,519
第 92 計算期間末日	(平成 23 年 2 月 15 日)	120,823,934,509	121,770,934,713	9,569	9,644
第 93 計算期間末日	(平成 23 年 3 月 15 日)	123,367,080,255	124,349,740,498	9,416	9,491
第 94 計算期間末日	(平成 23 年 4 月 15 日)	132,248,163,570	133,236,713,821	10,033	10,108
第 95 計算期間末日	(平成 23 年 5 月 16 日)	127,275,136,606	128,261,180,999	9,681	9,756
第 96 計算期間末日	(平成 23 年 6 月 15 日)	132,583,308,656	133,606,160,155	9,722	9,797
第 97 計算期間末日	(平成 23 年 7 月 15 日)	135,558,624,756	136,618,079,733	9,596	9,671
第 98 計算期間末日	(平成 23 年 8 月 15 日)	132,110,532,933	133,202,667,446	9,072	9,147

第 99 計算期間末日 (平成 23 年 9 月 15 日)	132,444,301,401	133,563,484,081	8,876	8,951
第 100 計算期間末日 (平成 23 年 10 月 17 日)	134,584,565,138	135,722,619,790	8,869	8,944
第 101 計算期間末日 (平成 23 年 11 月 15 日)	133,717,993,461	134,864,457,174	8,748	8,823
第 102 計算期間末日 (平成 23 年 12 月 15 日)	132,557,926,171	133,721,985,273	8,541	8,616
第 103 計算期間末日 (平成 24 年 1 月 16 日)	136,140,063,062	137,320,948,508	8,646	8,721
第 104 計算期間末日 (平成 24 年 2 月 15 日)	143,019,243,723	144,192,018,247	9,146	9,221
第 105 計算期間末日 (平成 24 年 3 月 15 日)	138,443,580,380	139,536,006,269	9,505	9,580
第 106 計算期間末日 (平成 24 年 4 月 16 日)	127,882,788,340	128,940,592,005	9,067	9,142
第 107 計算期間末日 (平成 24 年 5 月 15 日)	122,705,462,087	123,766,782,656	8,671	8,746
第 108 計算期間末日 (平成 24 年 6 月 15 日)	125,431,211,992	126,522,744,292	8,618	8,693
第 109 計算期間末日 (平成 24 年 7 月 17 日)	130,337,831,436	131,456,941,705	8,735	8,810
第 110 計算期間末日 (平成 24 年 8 月 15 日)	132,156,016,760	133,280,525,887	8,814	8,889
第 111 計算期間末日 (平成 24 年 9 月 18 日)	131,104,991,266	132,229,963,202	8,741	8,816
第 112 計算期間末日 (平成 24 年 10 月 15 日)	128,492,663,029	129,624,372,492	8,515	8,590
第 113 計算期間末日 (平成 24 年 11 月 15 日)	127,657,866,631	128,748,901,887	8,775	8,850
第 114 計算期間末日 (平成 24 年 12 月 17 日)	123,085,105,050	124,078,291,435	9,295	9,370
第 115 計算期間末日 (平成 25 年 1 月 15 日)	123,098,980,806	124,034,575,674	9,868	9,943
第 116 計算期間末日 (平成 25 年 2 月 15 日)	117,182,207,096	118,062,625,183	9,982	10,057
第 117 計算期間末日 (平成 25 年 3 月 15 日)	116,279,953,247	117,128,928,739	10,272	10,347
第 118 計算期間末日 (平成 25 年 4 月 15 日)	116,810,210,804	117,631,706,171	10,664	10,739
第 119 計算期間末日 (平成 25 年 5 月 15 日)	110,266,615,859	111,062,716,200	10,388	10,463
第 120 計算期間末日 (平成 25 年 6 月 17 日)	93,520,516,300	94,276,408,579	9,279	9,354
第 121 計算期間末日 (平成 25 年 7 月 16 日)	91,616,684,326	92,360,235,115	9,241	9,316
第 122 計算期間末日 (平成 25 年 8 月 15 日)	88,428,319,030	89,162,585,602	9,032	9,107
第 123 計算期間末日 (平成 25 年 9 月 17 日)	89,083,288,087	89,807,559,392	9,225	9,300
第 124 計算期間末日 (平成 25 年 10 月 15 日)	89,481,539,951	90,201,269,202	9,325	9,400
第 125 計算期間末日 (平成 25 年 11 月 15 日)	88,157,290,998	88,873,869,292	9,227	9,302
第 126 計算期間末日 (平成 25 年 12 月 16 日)	86,506,139,640	87,222,169,276	9,061	9,136
第 127 計算期間末日 (平成 26 年 1 月 15 日)	86,375,811,216	87,086,693,162	9,113	9,188
第 128 計算期間末日 (平成 26 年 2 月 17 日)	84,482,312,055	85,194,217,085	8,900	8,975
第 129 計算期間末日 (平成 26 年 3 月 17 日)	83,498,870,657	84,209,137,424	8,817	8,892
第 130 計算期間末日 (平成 26 年 4 月 15 日)	85,743,704,746	86,443,124,878	9,194	9,269
第 131 計算期間末日 (平成 26 年 5 月 15 日)	83,626,308,041	84,316,235,043	9,091	9,166
第 132 計算期間末日 (平成 26 年 6 月 16 日)	83,428,856,483	84,119,021,730	9,066	9,141
第 133 計算期間末日 (平成 26 年 7 月 15 日)	82,562,785,532	83,252,583,567	8,977	9,052
第 134 計算期間末日 (平成 26 年 8 月 15 日)	82,601,744,354	83,295,790,714	8,926	9,001
第 135 計算期間末日 (平成 26 年 9 月 16 日)	83,656,119,051	84,354,656,003	8,982	9,057
第 136 計算期間末日 (平成 26 年 10 月 15 日)	81,307,784,368	82,017,567,568	8,591	8,666
第 137 計算期間末日 (平成 26 年 11 月 17 日)	88,503,155,514	89,214,569,672	9,330	9,405
第 138 計算期間末日 (平成 26 年 12 月 15 日)	83,186,097,740	83,889,894,364	8,865	8,940
第 139 計算期間末日 (平成 27 年 1 月 15 日)	82,457,261,115	83,166,390,534	8,721	8,796

第 140 計算期間末日 (平成 27 年 2 月 16 日)	81,708,794,429	82,447,504,359	8,296	8,371
第 141 計算期間末日 (平成 27 年 3 月 16 日)	85,238,425,359	86,012,394,052	8,260	8,335
第 142 計算期間末日 (平成 27 年 4 月 15 日)	86,551,065,557	87,355,404,381	8,070	8,145
第 143 計算期間末日 (平成 27 年 5 月 15 日)	91,109,144,506	91,920,596,112	8,421	8,496
第 144 計算期間末日 (平成 27 年 6 月 15 日)	88,692,187,404	89,495,525,849	8,280	8,355
第 145 計算期間末日 (平成 27 年 7 月 15 日)	84,592,290,218	85,392,386,476	7,930	8,005
第 146 計算期間末日 (平成 27 年 8 月 17 日)	83,327,957,971	84,124,591,156	7,845	7,920
第 147 計算期間末日 (平成 27 年 9 月 15 日)	76,959,892,079	77,747,676,148	7,327	7,402
第 148 計算期間末日 (平成 27 年 10 月 15 日)	76,453,516,481	77,236,478,570	7,323	7,398
第 149 計算期間末日 (平成 27 年 11 月 16 日)	74,695,250,122	75,470,244,371	7,229	7,304
第 150 計算期間末日 (平成 27 年 12 月 15 日)	73,655,328,295	74,419,711,221	7,227	7,302
第 151 計算期間末日 (平成 28 年 1 月 15 日)	68,330,675,736	69,090,582,146	6,744	6,819
第 152 計算期間末日 (平成 28 年 2 月 15 日)	66,318,609,151	67,079,964,362	6,533	6,608
第 153 計算期間末日 (平成 28 年 3 月 15 日)	70,357,144,651	71,130,359,390	6,824	6,899
第 154 計算期間末日 (平成 28 年 4 月 15 日)	70,619,784,396	71,412,237,577	6,684	6,759
第 155 計算期間末日 (平成 28 年 5 月 16 日)	67,681,587,045	68,494,913,403	6,241	6,316
第 156 計算期間末日 (平成 28 年 6 月 15 日)	68,933,044,148	69,783,867,995	6,076	6,151
第 157 計算期間末日 (平成 28 年 7 月 15 日)	73,178,768,623	74,063,385,341	6,204	6,279
第 158 計算期間末日 (平成 28 年 8 月 15 日)	71,190,610,391	72,091,802,868	5,925	6,000
第 159 計算期間末日 (平成 28 年 9 月 15 日)	70,493,678,751	71,409,741,365	5,771	5,846
第 160 計算期間末日 (平成 28 年 10 月 17 日)	72,858,007,409	73,786,624,605	5,884	5,959
第 161 計算期間末日 (平成 28 年 11 月 15 日)	74,660,289,726	75,595,175,231	5,990	6,065
第 162 計算期間末日 (平成 28 年 12 月 15 日)	78,642,916,780	79,575,747,144	6,323	6,398
第 163 計算期間末日 (平成 29 年 1 月 16 日)	78,624,544,961	79,584,288,491	6,144	6,219
第 164 計算期間末日 (平成 29 年 2 月 15 日)	81,245,632,150	82,225,873,104	6,216	6,291
第 165 計算期間末日 (平成 29 年 3 月 15 日)	79,586,077,033	80,568,622,172	6,075	6,150
第 166 計算期間末日 (平成 29 年 4 月 17 日)	78,353,593,225	79,381,622,491	5,716	5,791
第 167 計算期間末日 (平成 29 年 5 月 15 日)	85,033,301,366	86,140,196,012	5,762	5,837
第 168 計算期間末日 (平成 29 年 6 月 15 日)	89,224,259,305	90,407,474,445	5,656	5,731
第 169 計算期間末日 (平成 29 年 7 月 18 日)	90,797,986,503	91,646,902,395	5,883	5,938
第 170 計算期間末日 (平成 29 年 8 月 15 日)	80,392,708,580	81,157,890,110	5,778	5,833
第 171 計算期間末日 (平成 29 年 9 月 15 日)	79,486,176,523	80,237,779,728	5,817	5,872
第 172 計算期間末日 (平成 29 年 10 月 16 日)	77,447,511,297	78,184,188,435	5,782	5,837
第 173 計算期間末日 (平成 29 年 11 月 15 日)	74,271,206,179	75,000,817,251	5,599	5,654
第 174 計算期間末日 (平成 29 年 12 月 15 日)	75,975,032,807	76,727,850,728	5,551	5,606
第 175 計算期間末日 (平成 30 年 1 月 15 日)	78,082,207,446	78,849,676,850	5,596	5,651
第 176 計算期間末日 (平成 30 年 2 月 15 日)	74,218,049,034	74,980,817,296	5,352	5,407
第 177 計算期間末日 (平成 30 年 3 月 15 日)	73,279,398,311	74,049,903,663	5,231	5,286
第 178 計算期間末日 (平成 30 年 4 月 16 日)	74,152,736,335	74,941,155,117	5,173	5,228
第 179 計算期間末日 (平成 30 年 5 月 15 日)	73,364,270,383	74,159,504,976	5,074	5,129
第 180 計算期間末日 (平成 30 年 6 月 15 日)	72,784,530,529	73,583,147,631	5,013	5,068

第 181 計算期間末日 (平成 30 年 7 月 17 日)	74,755,646,677	75,275,092,354	5,037	5,072
第 182 計算期間末日 (平成 30 年 8 月 15 日)	72,539,220,086	73,063,646,118	4,841	4,876
第 183 計算期間末日 (平成 30 年 9 月 18 日)	73,236,788,769	73,772,341,870	4,786	4,821
第 184 計算期間末日 (平成 30 年 10 月 15 日)	73,648,984,983	74,194,789,783	4,723	4,758
第 185 計算期間末日 (平成 30 年 11 月 15 日)	77,072,599,798	77,625,958,915	4,875	4,910
第 186 計算期間末日 (平成 30 年 12 月 17 日)	75,666,149,562	76,221,352,793	4,770	4,805
第 187 計算期間末日 (平成 31 年 1 月 15 日)	72,570,366,261	73,127,744,687	4,557	4,592
第 188 計算期間末日 (平成 31 年 2 月 15 日)	72,902,629,698	73,463,850,763	4,547	4,582
第 189 計算期間末日 (平成 31 年 3 月 15 日)	73,508,401,535	74,070,217,808	4,579	4,614
第 190 計算期間末日 (平成 31 年 4 月 15 日)	74,250,560,075	74,813,256,455	4,618	4,653
第 191 計算期間末日 (令和 1 年 5 月 15 日)	69,971,065,120	70,534,243,895	4,349	4,384
第 192 計算期間末日 (令和 1 年 6 月 17 日)	68,870,473,820	69,435,771,036	4,264	4,299
第 193 計算期間末日 (令和 1 年 7 月 16 日)	69,732,171,936	70,298,786,505	4,307	4,342
第 194 計算期間末日 (令和 1 年 8 月 15 日)	65,638,458,803	65,961,854,999	4,059	4,079
第 195 計算期間末日 (令和 1 年 9 月 17 日)	66,999,038,057	67,320,239,753	4,172	4,192
第 196 計算期間末日 (令和 1 年 10 月 15 日)	65,683,782,219	66,002,752,019	4,118	4,138
第 197 計算期間末日 (令和 1 年 11 月 15 日)	64,683,966,479	64,998,219,855	4,117	4,137
第 198 計算期間末日 (令和 1 年 12 月 16 日)	64,662,573,512	64,972,349,346	4,175	4,195
第 199 計算期間末日 (令和 2 年 1 月 15 日)	64,302,040,602	64,609,475,241	4,183	4,203
第 200 計算期間末日 (令和 2 年 2 月 17 日)	61,053,027,919	61,354,032,891	4,057	4,077
第 201 計算期間末日 (令和 2 年 3 月 16 日)	53,450,727,582	53,747,302,360	3,605	3,625
第 202 計算期間末日 (令和 2 年 4 月 15 日)	55,466,249,384	55,761,319,688	3,760	3,780
第 203 計算期間末日 (令和 2 年 5 月 15 日)	55,585,244,088	55,879,265,416	3,781	3,801
第 204 計算期間末日 (令和 2 年 6 月 15 日)	57,927,375,544	58,220,031,072	3,959	3,979
第 205 計算期間末日 (令和 2 年 7 月 15 日)	58,828,741,011	59,119,723,008	4,043	4,063
第 206 計算期間末日 (令和 2 年 8 月 17 日)	59,560,532,551	59,704,995,030	4,123	4,133
第 207 計算期間末日 (令和 2 年 9 月 15 日)	58,893,962,526	59,036,421,804	4,134	4,144
第 208 計算期間末日 (令和 2 年 10 月 15 日)	56,396,699,946	56,536,628,796	4,030	4,040
第 209 計算期間末日 (令和 2 年 11 月 16 日)	56,043,572,535	56,180,602,547	4,090	4,100
令和 1 年 11 月末日	64,648,548,483	—	4,143	—
12 月末日	65,370,269,253	—	4,237	—
令和 2 年 1 月末日	61,535,539,599	—	4,057	—
2 月末日	59,300,274,655	—	3,968	—
3 月末日	53,671,875,786	—	3,629	—
4 月末日	56,184,580,951	—	3,817	—
5 月末日	57,027,199,048	—	3,883	—
6 月末日	58,450,230,522	—	4,004	—
7 月末日	58,949,051,019	—	4,068	—
8 月末日	59,910,473,833	—	4,174	—

9月末日	57,495,433,340	—	4,061	—
10月末日	54,615,858,296	—	3,952	—
11月末日	55,954,288,849	—	4,122	—

②【分配の推移】

1万口当たりの分配金	
第 90 計算期間	75 円
第 91 計算期間	75 円
第 92 計算期間	75 円
第 93 計算期間	75 円
第 94 計算期間	75 円
第 95 計算期間	75 円
第 96 計算期間	75 円
第 97 計算期間	75 円
第 98 計算期間	75 円
第 99 計算期間	75 円
第 100 計算期間	75 円
第 101 計算期間	75 円
第 102 計算期間	75 円
第 103 計算期間	75 円
第 104 計算期間	75 円
第 105 計算期間	75 円
第 106 計算期間	75 円
第 107 計算期間	75 円
第 108 計算期間	75 円
第 109 計算期間	75 円
第 110 計算期間	75 円
第 111 計算期間	75 円
第 112 計算期間	75 円
第 113 計算期間	75 円
第 114 計算期間	75 円
第 115 計算期間	75 円
第 116 計算期間	75 円
第 117 計算期間	75 円
第 118 計算期間	75 円
第 119 計算期間	75 円
第 120 計算期間	75 円
第 121 計算期間	75 円
第 122 計算期間	75 円
第 123 計算期間	75 円

第 124 計算期間	75 円
第 125 計算期間	75 円
第 126 計算期間	75 円
第 127 計算期間	75 円
第 128 計算期間	75 円
第 129 計算期間	75 円
第 130 計算期間	75 円
第 131 計算期間	75 円
第 132 計算期間	75 円
第 133 計算期間	75 円
第 134 計算期間	75 円
第 135 計算期間	75 円
第 136 計算期間	75 円
第 137 計算期間	75 円
第 138 計算期間	75 円
第 139 計算期間	75 円
第 140 計算期間	75 円
第 141 計算期間	75 円
第 142 計算期間	75 円
第 143 計算期間	75 円
第 144 計算期間	75 円
第 145 計算期間	75 円
第 146 計算期間	75 円
第 147 計算期間	75 円
第 148 計算期間	75 円
第 149 計算期間	75 円
第 150 計算期間	75 円
第 151 計算期間	75 円
第 152 計算期間	75 円
第 153 計算期間	75 円
第 154 計算期間	75 円
第 155 計算期間	75 円
第 156 計算期間	75 円
第 157 計算期間	75 円
第 158 計算期間	75 円
第 159 計算期間	75 円
第 160 計算期間	75 円
第 161 計算期間	75 円
第 162 計算期間	75 円
第 163 計算期間	75 円
第 164 計算期間	75 円

第 165 計算期間	75 円
第 166 計算期間	75 円
第 167 計算期間	75 円
第 168 計算期間	75 円
第 169 計算期間	55 円
第 170 計算期間	55 円
第 171 計算期間	55 円
第 172 計算期間	55 円
第 173 計算期間	55 円
第 174 計算期間	55 円
第 175 計算期間	55 円
第 176 計算期間	55 円
第 177 計算期間	55 円
第 178 計算期間	55 円
第 179 計算期間	55 円
第 180 計算期間	55 円
第 181 計算期間	35 円
第 182 計算期間	35 円
第 183 計算期間	35 円
第 184 計算期間	35 円
第 185 計算期間	35 円
第 186 計算期間	35 円
第 187 計算期間	35 円
第 188 計算期間	35 円
第 189 計算期間	35 円
第 190 計算期間	35 円
第 191 計算期間	35 円
第 192 計算期間	35 円
第 193 計算期間	35 円
第 194 計算期間	20 円
第 195 計算期間	20 円
第 196 計算期間	20 円
第 197 計算期間	20 円
第 198 計算期間	20 円
第 199 計算期間	20 円
第 200 計算期間	20 円
第 201 計算期間	20 円
第 202 計算期間	20 円
第 203 計算期間	20 円
第 204 計算期間	20 円
第 205 計算期間	20 円

第 206 計算期間	10 円
第 207 計算期間	10 円
第 208 計算期間	10 円
第 209 計算期間	10 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 90 計算期間	2.62
第 91 計算期間	△1.00
第 92 計算期間	2.11
第 93 計算期間	△0.81
第 94 計算期間	7.34
第 95 計算期間	△2.76
第 96 計算期間	1.19
第 97 計算期間	△0.52
第 98 計算期間	△4.67
第 99 計算期間	△1.33
第 100 計算期間	0.76
第 101 計算期間	△0.51
第 102 計算期間	△1.50
第 103 計算期間	2.10
第 104 計算期間	6.65
第 105 計算期間	4.74
第 106 計算期間	△3.81
第 107 計算期間	△3.54
第 108 計算期間	0.25
第 109 計算期間	2.22
第 110 計算期間	1.76
第 111 計算期間	0.02
第 112 計算期間	△1.72
第 113 計算期間	3.93
第 114 計算期間	6.78
第 115 計算期間	6.97
第 116 計算期間	1.91
第 117 計算期間	3.65
第 118 計算期間	4.54
第 119 計算期間	△1.88
第 120 計算期間	△9.95
第 121 計算期間	0.39
第 122 計算期間	△1.45

第 123 計算期間	2. 96
第 124 計算期間	1. 89
第 125 計算期間	△0. 24
第 126 計算期間	△0. 98
第 127 計算期間	1. 40
第 128 計算期間	△1. 51
第 129 計算期間	△0. 08
第 130 計算期間	5. 12
第 131 計算期間	△0. 30
第 132 計算期間	0. 54
第 133 計算期間	△0. 15
第 134 計算期間	0. 26
第 135 計算期間	1. 46
第 136 計算期間	△3. 51
第 137 計算期間	9. 47
第 138 計算期間	△4. 18
第 139 計算期間	△0. 77
第 140 計算期間	△4. 01
第 141 計算期間	0. 47
第 142 計算期間	△1. 39
第 143 計算期間	5. 27
第 144 計算期間	△0. 78
第 145 計算期間	△3. 32
第 146 計算期間	△0. 12
第 147 計算期間	△5. 64
第 148 計算期間	0. 96
第 149 計算期間	△0. 25
第 150 計算期間	1. 00
第 151 計算期間	△5. 64
第 152 計算期間	△2. 01
第 153 計算期間	5. 60
第 154 計算期間	△0. 95
第 155 計算期間	△5. 50
第 156 計算期間	△1. 44
第 157 計算期間	3. 34
第 158 計算期間	△3. 28
第 159 計算期間	△1. 33
第 160 計算期間	3. 25
第 161 計算期間	3. 07
第 162 計算期間	6. 81
第 163 計算期間	△1. 64

第 164 計算期間	2.39
第 165 計算期間	△1.06
第 166 計算期間	△4.67
第 167 計算期間	2.11
第 168 計算期間	△0.53
第 169 計算期間	4.98
第 170 計算期間	△0.84
第 171 計算期間	1.62
第 172 計算期間	0.34
第 173 計算期間	△2.21
第 174 計算期間	0.12
第 175 計算期間	1.80
第 176 計算期間	△3.37
第 177 計算期間	△1.23
第 178 計算期間	△0.05
第 179 計算期間	△0.85
第 180 計算期間	△0.11
第 181 計算期間	1.17
第 182 計算期間	△3.19
第 183 計算期間	△0.41
第 184 計算期間	△0.58
第 185 計算期間	3.95
第 186 計算期間	△1.43
第 187 計算期間	△3.73
第 188 計算期間	0.54
第 189 計算期間	1.47
第 190 計算期間	1.61
第 191 計算期間	△5.06
第 192 計算期間	△1.14
第 193 計算期間	1.82
第 194 計算期間	△5.29
第 195 計算期間	3.27
第 196 計算期間	△0.81
第 197 計算期間	0.46
第 198 計算期間	1.89
第 199 計算期間	0.67
第 200 計算期間	△2.53
第 201 計算期間	△10.64
第 202 計算期間	4.85
第 203 計算期間	1.09
第 204 計算期間	5.23

第 205 計算期間	2. 62
第 206 計算期間	2. 22
第 207 計算期間	0. 50
第 208 計算期間	△2. 27
第 209 計算期間	1. 73

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 90 計算期間	2, 727, 482, 857	2, 043, 809, 376	120, 546, 170, 972
第 91 計算期間	3, 882, 536, 474	1, 845, 201, 345	122, 583, 506, 101
第 92 計算期間	5, 200, 956, 293	1, 517, 768, 481	126, 266, 693, 913
第 93 計算期間	7, 093, 109, 282	2, 338, 437, 332	131, 021, 365, 863
第 94 計算期間	7, 439, 101, 964	6, 653, 767, 566	131, 806, 700, 261
第 95 計算期間	4, 076, 289, 892	4, 410, 404, 395	131, 472, 585, 758
第 96 計算期間	6, 651, 912, 890	1, 744, 298, 771	136, 380, 199, 877
第 97 計算期間	6, 468, 510, 511	1, 588, 046, 744	141, 260, 663, 644
第 98 計算期間	5, 602, 441, 602	1, 245, 170, 107	145, 617, 935, 139
第 99 計算期間	4, 725, 257, 473	1, 118, 835, 224	149, 224, 357, 388
第 100 計算期間	4, 602, 336, 454	2, 086, 073, 566	151, 740, 620, 276
第 101 計算期間	2, 977, 334, 142	1, 856, 125, 975	152, 861, 828, 443
第 102 計算期間	4, 359, 714, 477	2, 013, 662, 602	155, 207, 880, 318
第 103 計算期間	4, 325, 168, 395	2, 081, 655, 888	157, 451, 392, 825
第 104 計算期間	3, 674, 093, 640	4, 755, 549, 876	156, 369, 936, 589
第 105 計算期間	2, 515, 965, 480	13, 229, 116, 764	145, 656, 785, 305
第 106 計算期間	1, 966, 191, 307	6, 582, 487, 943	141, 040, 488, 669
第 107 計算期間	2, 655, 218, 105	2, 186, 297, 514	141, 509, 409, 260
第 108 計算期間	5, 559, 464, 689	1, 531, 233, 846	145, 537, 640, 103
第 109 計算期間	5, 245, 539, 940	1, 568, 477, 458	149, 214, 702, 585
第 110 計算期間	3, 222, 209, 276	2, 502, 361, 561	149, 934, 550, 300
第 111 計算期間	3, 214, 434, 467	3, 152, 726, 618	149, 996, 258, 149
第 112 計算期間	3, 450, 587, 267	2, 552, 250, 239	150, 894, 595, 177
第 113 計算期間	1, 753, 017, 708	7, 176, 245, 321	145, 471, 367, 564
第 114 計算期間	682, 270, 450	13, 728, 786, 549	132, 424, 851, 465
第 115 計算期間	381, 006, 109	8, 059, 875, 166	124, 745, 982, 408
第 116 計算期間	490, 337, 560	7, 847, 241, 611	117, 389, 078, 357
第 117 計算期間	447, 543, 853	4, 639, 889, 814	113, 196, 732, 396
第 118 計算期間	553, 969, 162	4, 217, 985, 847	109, 532, 715, 711
第 119 計算期間	811, 896, 510	4, 197, 900, 079	106, 146, 712, 142
第 120 計算期間	872, 439, 100	6, 233, 513, 938	100, 785, 637, 304

第 121 計算期間	1, 401, 425, 011	3, 046, 957, 103	99, 140, 105, 212
第 122 計算期間	1, 564, 282, 422	2, 802, 177, 990	97, 902, 209, 644
第 123 計算期間	1, 197, 829, 162	2, 530, 531, 390	96, 569, 507, 416
第 124 計算期間	881, 697, 247	1, 487, 304, 498	95, 963, 900, 165
第 125 計算期間	1, 474, 908, 955	1, 895, 036, 536	95, 543, 772, 584
第 126 計算期間	2, 637, 036, 971	2, 710, 191, 327	95, 470, 618, 228
第 127 計算期間	1, 651, 957, 763	2, 338, 316, 439	94, 784, 259, 552
第 128 計算期間	1, 617, 013, 485	1, 480, 602, 294	94, 920, 670, 743
第 129 計算期間	1, 186, 537, 141	1, 404, 972, 160	94, 702, 235, 724
第 130 計算期間	966, 846, 065	2, 413, 064, 104	93, 256, 017, 685
第 131 計算期間	754, 383, 854	2, 020, 134, 587	91, 990, 266, 952
第 132 計算期間	1, 313, 181, 896	1, 281, 415, 885	92, 022, 032, 963
第 133 計算期間	1, 260, 262, 565	1, 309, 224, 089	91, 973, 071, 439
第 134 計算期間	1, 711, 634, 948	1, 145, 191, 619	92, 539, 514, 768
第 135 計算期間	2, 019, 578, 802	1, 420, 833, 255	93, 138, 260, 315
第 136 計算期間	2, 462, 835, 133	963, 335, 448	94, 637, 760, 000
第 137 計算期間	2, 222, 444, 897	2, 004, 983, 763	94, 855, 221, 134
第 138 計算期間	1, 195, 782, 463	2, 211, 453, 612	93, 839, 549, 985
第 139 計算期間	1, 669, 734, 662	958, 695, 318	94, 550, 589, 329
第 140 計算期間	5, 215, 912, 848	1, 271, 844, 788	98, 494, 657, 389
第 141 計算期間	6, 114, 609, 272	1, 413, 440, 908	103, 195, 825, 753
第 142 計算期間	5, 746, 376, 564	1, 697, 025, 783	107, 245, 176, 534
第 143 計算期間	2, 516, 069, 391	1, 567, 698, 368	108, 193, 547, 557
第 144 計算期間	1, 613, 335, 816	2, 695, 090, 594	107, 111, 792, 779
第 145 計算期間	1, 868, 338, 975	2, 300, 630, 564	106, 679, 501, 190
第 146 計算期間	1, 388, 826, 085	1, 850, 569, 150	106, 217, 758, 125
第 147 計算期間	898, 084, 507	2, 077, 966, 662	105, 037, 875, 970
第 148 計算期間	768, 593, 310	1, 411, 524, 024	104, 394, 945, 256
第 149 計算期間	974, 653, 635	2, 037, 032, 304	103, 332, 566, 587
第 150 計算期間	1, 000, 703, 874	2, 415, 546, 930	101, 917, 723, 531
第 151 計算期間	912, 995, 091	1, 509, 863, 891	101, 320, 854, 731
第 152 計算期間	1, 219, 646, 405	1, 026, 472, 996	101, 514, 028, 140
第 153 計算期間	2, 711, 780, 232	1, 130, 509, 766	103, 095, 298, 606
第 154 計算期間	4, 006, 141, 552	1, 441, 015, 995	105, 660, 424, 163
第 155 計算期間	3, 376, 846, 114	593, 755, 783	108, 443, 514, 494
第 156 計算期間	5, 942, 287, 064	942, 621, 861	113, 443, 179, 697
第 157 計算期間	6, 052, 468, 795	1, 546, 752, 695	117, 948, 895, 797
第 158 計算期間	4, 342, 897, 491	2, 132, 796, 332	120, 158, 996, 956
第 159 計算期間	3, 990, 590, 994	2, 007, 905, 957	122, 141, 681, 993
第 160 計算期間	4, 089, 166, 077	2, 415, 221, 828	123, 815, 626, 242
第 161 計算期間	5, 091, 883, 839	4, 256, 109, 351	124, 651, 400, 730

第 162 計算期間	7, 566, 366, 640	7, 840, 385, 497	124, 377, 381, 873
第 163 計算期間	8, 951, 542, 354	5, 363, 120, 134	127, 965, 804, 093
第 164 計算期間	7, 040, 032, 245	4, 307, 042, 420	130, 698, 793, 918
第 165 計算期間	6, 169, 350, 148	5, 862, 125, 520	131, 006, 018, 546
第 166 計算期間	9, 946, 848, 702	3, 882, 298, 375	137, 070, 568, 873
第 167 計算期間	12, 480, 248, 043	1, 964, 864, 025	147, 585, 952, 891
第 168 計算期間	12, 696, 774, 625	2, 520, 708, 841	157, 762, 018, 675
第 169 計算期間	8, 457, 703, 088	11, 871, 377, 740	154, 348, 344, 023
第 170 計算期間	2, 644, 583, 997	17, 869, 013, 419	139, 123, 914, 601
第 171 計算期間	3, 506, 684, 203	5, 975, 470, 585	136, 655, 128, 219
第 172 計算期間	3, 339, 992, 417	6, 053, 822, 640	133, 941, 297, 996
第 173 計算期間	3, 517, 906, 840	4, 802, 646, 181	132, 656, 558, 655
第 174 計算期間	7, 000, 781, 759	2, 781, 354, 643	136, 875, 985, 771
第 175 計算期間	4, 777, 703, 755	2, 113, 797, 762	139, 539, 891, 764
第 176 計算期間	1, 739, 232, 102	2, 593, 985, 220	138, 685, 138, 646
第 177 計算期間	3, 017, 786, 097	1, 611, 042, 486	140, 091, 882, 257
第 178 計算期間	4, 368, 091, 618	1, 111, 104, 325	143, 348, 869, 550
第 179 計算期間	2, 380, 345, 427	1, 141, 107, 144	144, 588, 107, 833
第 180 計算期間	2, 248, 509, 620	1, 633, 507, 997	145, 203, 109, 456
第 181 計算期間	4, 513, 801, 629	1, 303, 860, 416	148, 413, 050, 669
第 182 計算期間	3, 924, 302, 613	2, 501, 344, 109	149, 836, 009, 173
第 183 計算期間	4, 742, 260, 876	1, 563, 098, 100	153, 015, 171, 949
第 184 計算期間	4, 330, 043, 959	1, 400, 987, 078	155, 944, 228, 830
第 185 計算期間	3, 980, 403, 805	1, 822, 027, 673	158, 102, 604, 962
第 186 計算期間	2, 101, 723, 258	1, 574, 833, 398	158, 629, 494, 822
第 187 計算期間	1, 581, 781, 902	960, 297, 671	159, 250, 979, 053
第 188 計算期間	2, 158, 811, 803	1, 060, 915, 113	160, 348, 875, 743
第 189 計算期間	1, 574, 098, 794	1, 404, 039, 220	160, 518, 935, 317
第 190 計算期間	1, 616, 764, 158	1, 365, 304, 989	160, 770, 394, 486
第 191 計算期間	1, 162, 400, 592	1, 024, 573, 425	160, 908, 221, 653
第 192 計算期間	1, 675, 709, 410	1, 070, 440, 591	161, 513, 490, 472
第 193 計算期間	1, 337, 136, 134	960, 749, 573	161, 889, 877, 033
第 194 計算期間	1, 057, 307, 487	1, 249, 086, 345	161, 698, 098, 175
第 195 計算期間	640, 969, 022	1, 738, 218, 893	160, 600, 848, 304
第 196 計算期間	420, 410, 515	1, 536, 358, 804	159, 484, 900, 015
第 197 計算期間	521, 544, 533	2, 879, 756, 470	157, 126, 688, 078
第 198 計算期間	431, 204, 579	2, 669, 975, 590	154, 887, 917, 067
第 199 計算期間	317, 525, 145	1, 488, 122, 406	153, 717, 319, 806
第 200 計算期間	349, 337, 075	3, 564, 170, 814	150, 502, 486, 067
第 201 計算期間	266, 569, 818	2, 481, 666, 408	148, 287, 389, 477
第 202 計算期間	270, 781, 090	1, 023, 018, 239	147, 535, 152, 328

第 203 計算期間	198, 321, 538	722, 809, 482	147, 010, 664, 384
第 204 計算期間	184, 943, 065	867, 842, 996	146, 327, 764, 453
第 205 計算期間	229, 092, 310	1, 065, 858, 194	145, 490, 998, 569
第 206 計算期間	232, 968, 499	1, 261, 487, 155	144, 462, 479, 913
第 207 計算期間	125, 265, 418	2, 128, 467, 268	142, 459, 278, 063
第 208 計算期間	102, 135, 079	2, 632, 562, 420	139, 928, 850, 722
第 209 計算期間	149, 826, 108	3, 048, 664, 025	137, 030, 012, 805

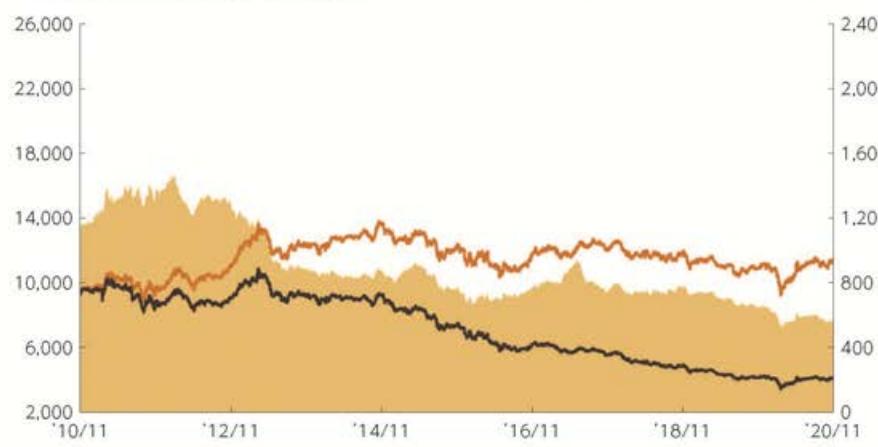
《参考情報》



運用実績

2020年11月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2010年11月30日～2020年11月30日



・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化

・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	4,122円
純資産総額	559.5億円
■分配の推移	
2020年11月	10円
2020年10月	10円
2020年9月	10円
2020年8月	10円
2020年7月	20円
2020年6月	20円
直近1年間累計	200円
設定来累計	12,076円

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

種別構成	比率
国債	6.4%
地方債	3.5%
特殊債	38.4%
社債	49.0%
コールローン他 (負債控除後)	2.7%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種別	比率
1 3 QUEENSLAND 240322	特殊債	6.0%
2 0.25 AUST GOVT 241121	国債	5.5%
3 4 NATIONAL AUSTRALIA 211216	社債	4.3%
4 3.1 WESTPAC BAN 210603	社債	3.5%
5 2.5 LANDWIRTSCH 210413	特殊債	3.5%
6 4.5 KOMMUNALBANKE 230417	特殊債	3.3%
7 3.98 AUSTRALIAN N 251118	社債	3.1%
8 FRN ING BANK (AUS 210907	社債	2.8%
9 6.5 KOMMUNALBANKE 210412	特殊債	2.8%
10 1 AUST CAPITAL TE 230417	地方債	2.8%

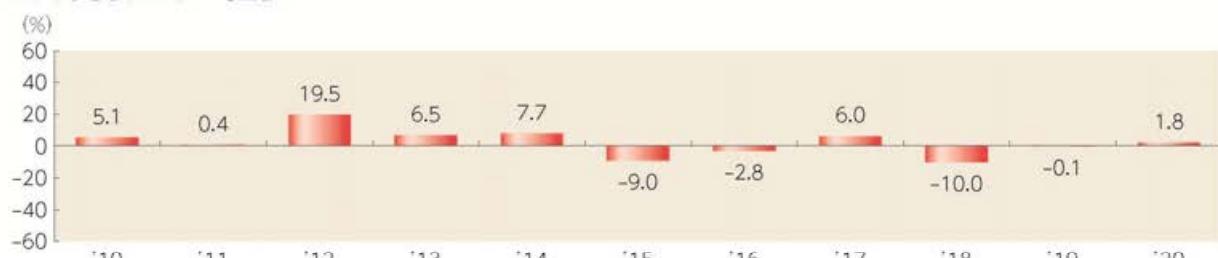
その他資産の状況

債券先物取引 (売建)	比率
	-8.0%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間收益率の推移



・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

・2020年は年初から11月30日までの收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

シドニー先物取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

その他シドニーにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の 9:00～17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき

は、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手續等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

シドニー先物取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

その他シドニーにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。

解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手續等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

- ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

- ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限（2003年5月30日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

(4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契

約締結日から 1 年とします。ただし双方から契約満了日の 3 カ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに 1 年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、契約締結日から 1 カ年とし、期間満了日の 2 カ月前までに相手方から書面による契約終了の申出がない限り、1 年間自動的に延長されるものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年 5 月および 11 月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いの請求を行わない場合はその権

利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3 【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 カ月未満であるため、財務諸表は 6 カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 2 年 5 月 16 日から令和 2 年 11 月 16 日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和2年12月23日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている豪ドル毎月分配型ファンドの令和2年5月16日から令和2年11月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豪ドル毎月分配型ファンドの令和2年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不

確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

1 【財務諸表】

【豪ドル毎月分配型ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 〔令和2年5月15日現在〕	当期 〔令和2年11月16日現在〕
資産の部		
流動資産		
預金	457,366,550	2,958,809,669
コール・ローン	514,165,750	259,678,778
国債証券	3,045,019,137	2,908,063,082
地方債証券	-	1,557,105,068
特殊債券	23,321,829,833	22,903,240,577
社債券	27,771,345,179	26,545,881,813
派生商品評価勘定	20,631,578	963,500
未収利息	411,072,952	378,025,601
前払費用	45,710,452	13,023,891
その他未収収益	67,087,412	35,557,356
差入委託証拠金	287,581,835	346,660,030
流動資産合計	55,941,810,678	57,907,009,365
資産合計	55,941,810,678	57,907,009,365
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	633,222
未払金	-	1,470,506,705
未払収益分配金	294,021,328	137,030,012
未払解約金	7,137,519	196,021,803
未払受託者報酬	2,508,927	2,682,708
未払委託者報酬	52,687,496	56,336,852
未払利息	579	191
その他未払費用	210,741	225,337
流動負債合計	356,566,590	1,863,436,830
負債合計	356,566,590	1,863,436,830
純資産の部		
元本等		
元本	147,010,664,384	137,030,012,805
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△91,425,420,296	△80,986,440,270
（分配準備積立金）	596,565	12,394,933
元本等合計	55,585,244,088	56,043,572,535
純資産合計	55,585,244,088	56,043,572,535
負債純資産合計	55,941,810,678	57,907,009,365

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 1 年 11 月 16 日 至 令和 2 年 5 月 15 日	当期 自 令和 2 年 5 月 16 日 至 令和 2 年 11 月 16 日
営業収益		
受取利息	1,013,476,345	847,988,573
有価証券売買等損益	△419,049,823	△277,219,232
派生商品取引等損益	110,218,539	8,670,011
為替差損益	△3,587,269,643	5,411,874,358
その他収益	32,349,939	31,033,389
営業収益合計	△2,850,274,643	6,022,347,099
営業費用		
支払利息	111,002	687,799
受託者報酬	16,414,513	16,180,524
委託者報酬	344,704,890	339,790,834
その他費用	10,886,757	9,926,282
営業費用合計	372,117,162	366,585,439
営業利益又は営業損失 (△)	△3,222,391,805	5,655,761,660
経常利益又は経常損失 (△)	△3,222,391,805	5,655,761,660
当期純利益又は当期純損失 (△)	△3,222,391,805	5,655,761,660
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△51,092,834	6,648,999
期首余剰金又は期首次損金 (△)	△92,442,721,599	△91,425,420,296
剩余金増加額又は欠損金減少額	7,092,383,987	6,551,185,242
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	7,092,383,987	6,551,185,242
剩余金減少額又は欠損金増加額	1,099,901,858	613,799,733
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	1,099,901,858	613,799,733
分配金	1,803,881,855	1,147,518,144
期末余剰金又は期末欠損金 (△)	△91,425,420,296	△80,986,440,270

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年5月15日および11月15日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和2年5月16日から令和2年11月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 2 年 5 月 15 日現在]	当期 [令和 2 年 11 月 16 日現在]
1. 期首元本額	157,126,688,078 円	147,010,664,384 円
期中追加設定元本額	1,833,739,245 円	1,024,230,479 円
期中一部解約元本額	11,949,762,939 円	11,004,882,058 円

2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	91,425,420,296 円	80,986,440,270 円
3. 受益権の総数	147,010,664,384 口	137,030,012,805 口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 1 年 11 月 16 日 至 令和 2 年 5 月 15 日	当期 自 令和 2 年 5 月 16 日 至 令和 2 年 11 月 16 日																																																												
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の25以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の25以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																												
2. 分配金の計算過程 第 198 期 令和 1 年 11 月 16 日 令和 1 年 12 月 16 日	2. 分配金の計算過程 第 204 期 令和 2 年 5 月 16 日 令和 2 年 6 月 15 日																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>191,734,301 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>3,920,634,180 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>7,854,195 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,120,222,676 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>154,887,917,067 口</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>265 円</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>309,775,834 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	191,734,301 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	3,920,634,180 円	分配準備積立金額	D	7,854,195 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,120,222,676 円	当ファンドの期末残存口数	F	154,887,917,067 口	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	265 円	1 万口当たり分配金額	H	20 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	309,775,834 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>155,437,035 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,797,068,191 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>604,850 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,953,110,076 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>146,327,764,453 口</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>201 円</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>292,655,528 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	155,437,035 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	2,797,068,191 円	分配準備積立金額	D	604,850 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,953,110,076 円	当ファンドの期末残存口数	F	146,327,764,453 口	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	201 円	1 万口当たり分配金額	H	20 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	292,655,528 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	191,734,301 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																																																											
収益調整金額	C	3,920,634,180 円																																																											
分配準備積立金額	D	7,854,195 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,120,222,676 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	154,887,917,067 口																																																											
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	265 円																																																											
1 万口当たり分配金額	H	20 円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	309,775,834 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	155,437,035 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																																																											
収益調整金額	C	2,797,068,191 円																																																											
分配準備積立金額	D	604,850 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,953,110,076 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	146,327,764,453 口																																																											
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	201 円																																																											
1 万口当たり分配金額	H	20 円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	292,655,528 円																																																											
第 199 期 令和 1 年 12 月 17 日 令和 2 年 1 月 15 日	第 205 期 令和 2 年 6 月 16 日 令和 2 年 7 月 15 日																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>161,538,103 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>3,768,109,482 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>13,740,981 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>3,943,388,566 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>153,717,319,806 口</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>256 円</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>307,434,639 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	161,538,103 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	3,768,109,482 円	分配準備積立金額	D	13,740,981 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,943,388,566 円	当ファンドの期末残存口数	F	153,717,319,806 口	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	256 円	1 万口当たり分配金額	H	20 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	307,434,639 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>142,350,007 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,635,663,496 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>9,676,465 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,787,689,968 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>145,490,998,569 口</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>191 円</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>290,981,997 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	142,350,007 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	2,635,663,496 円	分配準備積立金額	D	9,676,465 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,787,689,968 円	当ファンドの期末残存口数	F	145,490,998,569 口	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	191 円	1 万口当たり分配金額	H	20 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	290,981,997 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	161,538,103 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																																																											
収益調整金額	C	3,768,109,482 円																																																											
分配準備積立金額	D	13,740,981 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,943,388,566 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	153,717,319,806 口																																																											
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	256 円																																																											
1 万口当たり分配金額	H	20 円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	307,434,639 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	142,350,007 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																																																											
収益調整金額	C	2,635,663,496 円																																																											
分配準備積立金額	D	9,676,465 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,787,689,968 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	145,490,998,569 口																																																											
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	191 円																																																											
1 万口当たり分配金額	H	20 円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	290,981,997 円																																																											
第 200 期 令和 2 年 1 月 16 日 令和 2 年 2 月 17 日	第 206 期 令和 2 年 7 月 16 日 令和 2 年 8 月 17 日																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>125,765,185 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>3,553,952,663 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>6,311,091 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>3,686,028,939 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>150,502,486,067 口</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>244 円</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	125,765,185 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	3,553,952,663 円	分配準備積立金額	D	6,311,091 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,686,028,939 円	当ファンドの期末残存口数	F	150,502,486,067 口	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	244 円	1 万口当たり分配金額	H	20 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>152,942,081 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,472,628,641 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>6,566,929 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,632,137,651 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>144,462,479,913 口</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>182 円</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	152,942,081 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	2,472,628,641 円	分配準備積立金額	D	6,566,929 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,632,137,651 円	当ファンドの期末残存口数	F	144,462,479,913 口	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	182 円	1 万口当たり分配金額	H	10 円						
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	125,765,185 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																																																											
収益調整金額	C	3,553,952,663 円																																																											
分配準備積立金額	D	6,311,091 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,686,028,939 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	150,502,486,067 口																																																											
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	244 円																																																											
1 万口当たり分配金額	H	20 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	152,942,081 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																																																											
収益調整金額	C	2,472,628,641 円																																																											
分配準備積立金額	D	6,566,929 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,632,137,651 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	144,462,479,913 口																																																											
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	182 円																																																											
1 万口当たり分配金額	H	10 円																																																											

収益分配金金額	I=F*H/10,000	301,004,972 円
---------	--------------	---------------

第 201 期

令和 2 年 2 月 18 日

令和 2 年 3 月 16 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	90,190,482 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	3,323,765,925 円
分配準備積立金額	D	11,791,391 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,425,747,798 円
当ファンドの期末残存口数	F	148,287,389,477 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	231 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	296,574,778 円

第 202 期

令和 2 年 3 月 17 日

令和 2 年 4 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	154,521,518 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	3,100,412,708 円
分配準備積立金額	D	13,032,201 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,267,966,427 円
当ファンドの期末残存口数	F	147,535,152,328 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	221 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	295,070,304 円

第 203 期

令和 2 年 4 月 16 日

令和 2 年 5 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	142,248,899 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,957,110,940 円
分配準備積立金額	D	5,358,330 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,104,718,169 円
当ファンドの期末残存口数	F	147,010,664,384 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	211 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	294,021,328 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	144,462,479 円
---------	--------------	---------------

第 207 期

令和 2 年 8 月 18 日

令和 2 年 9 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	115,992,846 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,438,378,841 円
分配準備積立金額	D	15,148,764 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,569,520,451 円
当ファンドの期末残存口数	F	142,459,278,063 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	180 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	142,459,278 円

第 208 期

令和 2 年 9 月 16 日

令和 2 年 10 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	72,426,474 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,381,083,538 円
分配準備積立金額	D	3,071,879 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,456,581,891 円
当ファンドの期末残存口数	F	139,928,850,722 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	175 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	139,928,850 円

第 209 期

令和 2 年 10 月 16 日

令和 2 年 11 月 16 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	129,952,902 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	2,263,277,007 円
分配準備積立金額	D	5,769,042 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,398,998,951 円
当ファンドの期末残存口数	F	137,030,012,805 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	175 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	137,030,012 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1 年 11 月 16 日 至 令和 2 年 5 月 15 日	当期 自 令和 2 年 5 月 16 日 至 令和 2 年 11 月 16 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>に基づき行っています。</p> <p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制		

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2 年 5 月 15 日現在]	当期 [令和 2 年 11 月 16 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券
	<p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>同左</p>

合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 〔令和 2 年 5 月 15 日現在〕	当期 〔令和 2 年 11 月 16 日現在〕
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	289,468	3,003,023
地方債証券	—	1,490,749
特殊債券	△2,965,934	△13,910,609
社債券	49,214,804	△5,977,877
合計	46,538,338	△15,394,714

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

前期〔令和 2 年 5 月 15 日現在〕

区分	種類	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	
			うち 1 年超		
市場取引	債券先物取引	6,736,574,677	—	—	
			6,757,206,255	20,631,578	
合計		6,736,574,677	—	6,757,206,255	
				20,631,578	

当期〔令和 2 年 11 月 16 日現在〕

区分	種類	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	
			うち 1 年超		
市場取引	債券先物取引	896,178,369	—	—	
			895,927,647	△250,722	
合計		896,178,369	—	895,927,647	
				△250,722	

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

前期〔令和 2 年 5 月 15 日現在〕

該当事項はありません。

当期 [令和 2 年 11 月 16 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
			うち 1 年超	うち 1 年未満	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	305,741,000		305,160,000	581,000
	合計	305,741,000		305,160,000	581,000

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	前期 [令和 2 年 5 月 15 日現在]	当期 [令和 2 年 11 月 16 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.3781 円 (3,781 円)	0.4090 円 (4,090 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
オーストラリアドル	国債証券	0.25 AUST GOVT 241121	31,500,000.00	31,575,480.30	
		0.5 AUST GOVT 260921	6,500,000.00	6,538,059.45	
	国債証券 小計		38,000,000.00	38,113,539.75	
	地方債証券	1 AUST CAPITAL TE 230417	20,000,000.00	20,407,668.00	
	地方債証券 小計		20,000,000.00	20,407,668.00	

			(1, 557, 105, 068)	
特殊債券	0. 5 ASIAN DEV 260505	6, 900, 000. 00	6, 898, 715. 22	
	0. 5 IBRD 260518	9, 200, 000. 00	9, 203, 613. 76	
	0. 515 EXPORT FIN 240129	20, 000, 000. 00	20, 168, 083. 99	
	1. 45 EIB 240125	10, 000, 000. 00	10, 374, 345. 00	
	1. 5 KFW 240724	10, 000, 000. 00	10, 436, 358. 00	
	1. 75 VICTORIA 210727	17, 000, 000. 00	17, 196, 229. 30	
	2. 45 ASIAN DEV 240117	12, 500, 000. 00	13, 356, 386. 25	
	2. 5 LANDWIRTSCH 210413	25, 000, 000. 00	25, 241, 307. 50	
	2. 5 NORTHERN TERR 221121	1, 200, 000. 00	1, 256, 341. 92	
	2. 5 WEST AUST TRE 240723	12, 000, 000. 00	13, 010, 934. 00	
	2. 7 L-BANK BW FOE 230619	7, 800, 000. 00	8, 263, 394. 88	
	3 IBRD 261019	4, 800, 000. 00	5, 487, 753. 12	
	3 QUEENSLAND 240322	40, 000, 000. 00	43, 761, 684. 00	
	3. 25 QUEENSLAND 260721	4, 900, 000. 00	5, 675, 252. 52	
	4 NEWWALES 230420	15, 000, 000. 00	16, 395, 865. 50	
	4 TASMANIAN PUBLI 240611	3, 800, 000. 00	4, 306, 662. 74	
	4. 5 KOMMUNALBANKE 230417	21, 900, 000. 00	24, 111, 041. 52	
	4. 75 AIRSERVICES 201119	29, 600, 000. 00	29, 607, 071. 44	
	6 QUEENSLAND 210614	4, 700, 000. 00	4, 861, 022. 47	
	6. 5 KOMMUNALBANKE 210412	20, 000, 000. 00	20, 509, 318. 00	
	FRN AUSTRALIAN PO 211201	10, 000, 000. 00	10, 052, 152. 00	
特殊債券 小計		286, 300, 000. 00	300, 173, 533. 13	
			(22, 903, 240, 577)	
社債券	0. 85 DBS GROUP HO 230717	11, 600, 000. 00	11, 647, 449. 80	
	1. 65 LLOYDS BANK 220812	11, 300, 000. 00	11, 513, 495. 42	
	2. 75 COMMONWEALT 211117	18, 000, 000. 00	18, 477, 376. 20	
	2. 75 HSBC BANK 210816	10, 000, 000. 00	10, 191, 304. 00	
	2. 75 TOYOTA MOTOR 210726	6, 600, 000. 00	6, 708, 388. 50	
	2. 9 COMMONWEALT 210712	3, 000, 000. 00	3, 054, 718. 80	
	3 ING BANK (AUSTR 230907	10, 000, 000. 00	10, 697, 688. 00	
	3 PACCAR FINANCIA 220913	7, 700, 000. 00	8, 035, 079. 36	
	3. 1 WESTPAC BAN 210603	25, 000, 000. 00	25, 408, 255. 00	
	3. 25 COMMONWEALT 220331	17, 780, 000. 00	18, 531, 898. 42	
	3. 98 AUSTRALIAN N 251118	19, 830, 000. 00	22, 460, 378. 11	
	4 NATIONAL AUSTRA 211216	30, 282, 000. 00	31, 542, 482. 19	

	4. 25 UNIVERSITY 210630	10,000,000.00	10,232,671.00	
	4. 5 FONTERA COOP 210630	15,000,000.00	15,387,532.50	
	4. 75 UNIV OF SY 210416	16,000,000.00	16,287,648.00	
	5. 25 WESTPAC BANK 231121	10,000,000.00	11,482,949.00	
	5. 5 SGSP AUST 210312	15,000,000.00	15,246,373.50	
	7. 5 AUSNET SERVIC 210401	6,500,000.00	6,657,740.70	
	FRN BANK OF NOVA 210907	10,000,000.00	10,050,406.00	
	FRN CITIGROUP 221114	10,000,000.00	10,065,562.00	
	FRN ING BANK (AUS 210907	20,500,000.00	20,568,357.25	
	FRN OCBC/SYDNEY 221205	10,000,000.00	10,090,305.00	
	FRN SUNCORP-MET 230913	10,000,000.00	10,112,681.00	
	FRN TELSTRA COR 210419	18,400,000.00	18,443,845.36	
	FRN TORONTO-DOMIN 201222	5,000,000.00	5,006,758.50	
	FRN UNITED ENERGY 230207	10,000,000.00	10,013,228.00	
	社債券 小計	337,492,000.00	347,914,571.61 (26,545,881,813)	
オーストラリアドル合計		681,792,000.00	706,609,312.49 (53,914,290,540)	
	合計		53,914,290,540 (53,914,290,540)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
オーストラリアドル	国債証券 2 銘柄	5.39%	5.39%
	地方債証券 1 銘柄	2.89%	2.89%
	特殊債券 21 銘柄	42.48%	42.48%
	社債券 26 銘柄	49.24%	49.24%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【豪ドル毎月分配型ファンド】

【純資産額計算書】

令和 2 年 11 月 30 日現在

(単位 : 円)

I 資産総額	57, 539, 160, 946
II 負債総額	1, 584, 872, 097
III 純資産額 (I - II)	55, 954, 288, 849
IV 発行済口数	135, 729, 307, 231 口
V 1 口当たり純資産価額 (III / IV)	0. 4122
(10, 000 口当たり)	(4, 122)

第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 講渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2020年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年11月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	864	15,287,356
追加型公社債投資信託	16	1,420,406
単位型株式投資信託	72	334,067
単位型公社債投資信託	31	172,495
合計	983	17,214,323

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第 38 条及び第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 35 期事業年度（自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 36 期事業年度に係る中間会計期間（自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立

場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは中間監査の対象に含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	※2 53,969,686	※2 56,398,457
有価証券	1,403,513	1,960,318
前払費用	514,587	575,904
未収入金	2,284	14,559
未収委託者報酬	9,995,458	10,296,453
未収収益	※2 560,483	※2 638,994
金銭の信託	※2 100,000	※2 100,000
その他	153,256	254,330
流動資産合計	66,699,271	70,239,017
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 617,032	※1 584,048
器具備品	※1 665,247	※1 871,893
土地	628,433	628,433
有形固定資産合計	1,910,713	2,084,375
無形固定資産		
電話加入権	15,822	15,822
ソフトウェア	3,670,753	3,369,611
ソフトウェア仮勘定	536,345	1,374,932
無形固定資産合計	4,222,921	4,760,365
投資その他の資産		
投資有価証券	21,408,781	16,704,756
関係会社株式	320,136	320,136
投資不動産	※1 824,268	※1 819,255
長期差入保証金	593,536	565,358
前払年金費用	415,234	375,031
繰延税金資産	1,496,180	1,912,824
その他	45,230	45,230
貸倒引当金	△23,600	△23,600
投資その他の資産合計	25,079,767	20,718,993
固定資産合計	31,213,401	27,563,734
資産合計	97,912,673	97,802,752

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	293, 258	687, 565
未払金		
未払収益分配金	170, 281	131, 478
未払償還金	448, 695	395, 400
未払手数料	※2 3, 990, 054	※2 4, 026, 078
その他未払金	※2 3, 961, 765	※2 3, 818, 195
未払費用	※2 3, 803, 995	※2 4, 402, 578
未払消費税等	194, 852	629, 469
未払法人税等	573, 657	617, 341
賞与引当金	901, 135	933, 517
役員賞与引当金	140, 100	124, 590
その他	868, 992	701, 285
流動負債合計	15, 346, 788	16, 467, 499
固定負債		
長期未払金	43, 200	32, 400
退職給付引当金	860, 851	1, 010, 401
役員退職慰労引当金	144, 303	130, 784
時効後支払損引当金	247, 767	238, 811
固定負債合計	1, 296, 122	1, 412, 398
負債合計	16, 642, 910	17, 879, 897
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2, 000, 131	2, 000, 131
資本剰余金		
資本準備金	3, 572, 096	3, 572, 096
その他資本剰余金	41, 160, 616	41, 160, 616
資本剰余金合計	44, 732, 712	44, 732, 712
利益剰余金		
利益準備金	342, 589	342, 589
その他利益剰余金		
別途積立金	6, 998, 000	6, 998, 000
繰越利益剰余金	26, 069, 594	25, 847, 605
利益剰余金合計	33, 410, 184	33, 188, 194
株主資本合計	80, 143, 028	79, 921, 039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658
営業費用		
支払手数料	※2 28,533,952	※2 27,106,451
広告宣伝費	739,643	696,418
公告費	500	1,000
調査費		
調査費	1,794,755	1,857,271
委託調査費	12,194,996	11,579,175
事務委託費	1,016,816	847,769
営業雑経費		
通信費	170,794	153,731
印刷費	427,442	427,118
協会費	48,375	52,053
諸会費	16,175	15,990
事務機器関連費	1,841,631	1,953,926
営業費用合計	46,785,083	44,690,907
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,083	331,987
給料・手当	6,453,717	6,611,427
賞与引当金繰入	901,135	933,517
役員賞与引当金繰入	140,100	124,590
福利厚生費	1,234,293	1,276,950
交際費	13,011	11,871
旅費交通費	200,426	165,891
租税公課	373,201	360,165
不動産賃借料	654,886	647,402
退職給付費用	428,912	422,919
役員退職慰労引当金繰入	51,159	48,183
固定資産減価償却費	1,252,321	1,307,555
諸経費	523,213	427,212
一般管理費合計	12,575,461	12,669,674
営業利益	13,539,012	13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業外収益			
受取配当金	181,073		90,965
受取利息	※2 1,913	※2	4,169
投資有価証券償還益	416,706		585,179
収益分配金等時効完成分	44,392		101,734
受取賃貸料	※2 38,388	※2	65,808
その他	11,871		19,987
営業外収益合計	694,346		867,845
営業外費用			
投資有価証券償還損	118,173		96,379
時効後支払損引当金繰入	1,166		-
事務過誤費	420		3,483
賃貸関連費用	35,994		20,339
その他	1,481		1,920
営業外費用合計	157,235		122,122
経常利益	14,076,123		13,753,799
特別利益			
投資有価証券売却益	501,778		174,842
特別利益合計	501,778		174,842
特別損失			
投資有価証券売却損	135,399		75,963
投資有価証券評価損	62,310		163,865
固定資産除却損	※1 4,848	※1	8,832
固定資産売却損	225		435
システム関連費	322,986		-
商標使用料	90,000		-
特別損失合計	615,770		249,096
税引前当期純利益	13,962,130		13,679,545
法人税、住民税及び事業税	※2 4,420,179	※2	4,146,534
法人税等調整額	△100,112		79,824
法人税等合計	4,320,066		4,226,359
当期純利益	9,642,064		9,453,186

(3) 【株主資本等変動計算書】

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本									株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金							
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344		
当期変動額											
剩余金の配当							△11,363,380	△11,363,380	△11,363,380		
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064		
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	△1,721,316	△1,721,316	△1,721,316	
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剩余金の配当			△11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△358,179	△358,179	△358,179
当期変動額合計	△358,179	△358,179	△2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028	
当期変動額										
剩余金の配当							△9,675,175	△9,675,175	△9,675,175	
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△221,989	△221,989	△221,989	
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剩余金の配当			△9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△1,124,917	△1,124,917	△1,124,917
当期変動額合計	△1,124,917	△1,124,917	△1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5 年～50 年

器具備品 2 年～20 年

投資不動産 3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後ろに開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定期日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な

算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

令和 4 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 34 期 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	第 35 期 (令和 2 年 3 月 31 日現在)
建物	551,025 千円	599,542 千円
器具備品	1,350,407 千円	1,408,613 千円
投資不動産	138,024 千円	145,391 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 34 期 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	第 35 期 (令和 2 年 3 月 31 日現在)
預金	240,211 千円	314,247 千円
未収収益	25,307 千円	15,773 千円
金銭の信託	100,000 千円	100,000 千円
未払手数料	671,568 千円	712,210 千円
その他未払金	3,217,341 千円	3,029,426 千円
未払費用	444,754 千円	432,019 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第 34 期 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)	第 35 期 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)
建物	2,547 千円	—
器具備品	2,301 千円	8,832 千円
計	4,848 千円	8,832 千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 34 期 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)	第 35 期 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)
支払手数料	5,298,064 千円	5,234,629 千円
受取利息	3 千円	2 千円
受取賃貸料	38,388 千円	65,808 千円
法人税、住民税及び事業税	3,216,517 千円	3,030,180 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|--------------|
| ① 配当金の総額 | 11,363,380千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 53,707円 |
| ③ 基準日 | 平成30年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ④ 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 令和元年6月27日 |

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ③ 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 令和元年6月27日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| ④ 基準日 | 令和2年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 34 期 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	第 35 期 (令和 2 年 3 月 31 日現在)
1 年内	675,956 千円	675,956 千円
1 年超	675,956 千円	—
合計	1,351,912 千円	675,956 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2) 参照)。

第 34 期(平成 31 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	—
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	—
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	—
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	—
資産計	86,722,080	86,722,080	—
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	—
負債計	3,990,054	3,990,054	—

第 35 期(令和 2 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	—
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	—
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	—
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	—
資産計	85,328,625	85,328,625	—
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	—
負債計	4,026,078	4,026,078	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	—	—	—
未収委託者報酬	9,995,458	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	—	—	—
未収委託者報酬	10,296,453	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,012,389	8,573,551	△561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	△561,161
	合計	22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
	合計	18,633,714	18,631,098	2,616

3. 売却したその他有価証券

第34期(自 平成30年4月1日至 平成31年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	—
債券	—	—	—
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期(自 平成31年4月1日至 令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	—	15,060
債券	—	—	—
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 62,310 千円（その他有価証券のその他 62,310 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 163,865 千円（その他有価証券のその他 163,865 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 34 期 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)	第 35 期 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円
勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	△15,898	△52,430
退職給付の支払額	△218,947	△162,904
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 34 期 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)	第 35 期 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	△4,606	△164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	△203,077	△140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	△2,666,937	△2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	△ 114,968	△203,136
未認識過去勤務費用	△ 484,766	△419,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	△415,234	△375,031
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円
利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	△48,664	△47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035～0.49%	0.095～0.52%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 144,712 千円、当事業年度 153,070 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	△127,144	△114,834
連結納税適用による時価評価	△1,320	△1,260
その他有価証券評価差額金	△497,269	△801
その他	△108	△109
繰延税金負債 合計	△625,842	△117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし(注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) コーラブル預金の預入(注3) コーラブル預金に係る受取利息(注3)	4,629,670千円 20,000,000千円 1,578千円	未払手数料 現金及び預金 未収収益	734,633千円 20,000,000千円 1,578千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	6,152,016千円	未払手数料	962,840千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) コーラブル預金の払戻(注3) コーラブル預金の預入(注3) コーラブル預金に係る受取利息(注3)	4,073,855千円 20,000,000千円 20,000,000千円 4,126千円	未払手数料 現金及び預金 未収収益	697,109千円 20,000,000千円 997千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	5,714,501千円	未払手数料	944,351千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 株三三菱 UFJ 銀行は、平成 30 年 4 月 2 日付で、保有する当社株式のすべてを
 株三三菱 UFJ フィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、
 株三三菱 UFJ 銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。
 なお、株三三菱 UFJ フィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割
 の方法により三菱 UFJ 信託銀行株に対して承継させております。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定
 しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は 1 年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券
 取引所に上場）

三菱UFJ 信託銀行株式会社（非上場）

（1 株当たり情報）

	第 34 期 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)	第 35 期 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	384, 107. 08 円	377, 741. 17 円
1 株当たり当期純利益金額	45, 571. 50 円	44, 678. 80 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりま
 せん。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 34 期 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)	第 35 期 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)
当期純利益金額（千円）	9, 642, 064	9, 453, 186
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	9, 642, 064	9, 453, 186
普通株式の期中平均株式数（株）	211, 581	211, 581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第36期中間会計期間
(令和2年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	51,757,620
有価証券	47,281
前払費用	533,748
未収入金	22,328
未収委託者報酬	11,205,707
未収収益	1,109,882
金銭の信託	200,000
その他	216,914
流動資産合計	65,093,483

固定資産

有形固定資産

建物	※1	561,961
器具備品	※1	1,130,570
土地		628,433
有形固定資産合計		2,320,965

無形固定資産

電話加入権	15,822
ソフトウェア	3,039,396
ソフトウェア仮勘定	2,003,918
無形固定資産合計	5,059,137

投資その他の資産

投資有価証券	17,150,138
関係会社株式	320,136
投資不動産	※1
長期差入保証金	817,921
前払年金費用	552,888
繰延税金資産	316,933
その他	1,088,156
貸倒引当金	45,230
投資その他の資産合計	△23,600
固定資産合計	20,267,805
資産合計	27,647,907
	92,741,391

(単位：千円)

第36期中間会計期間
(令和2年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		326,091
未払金		
未払収益分配金		158,732
未払償還金		133,877
未払手数料		4,401,647
その他未払金		2,173,325
未払費用		4,669,476
未払消費税等	※2	507,145
未払法人税等		523,722
賞与引当金		895,400
役員賞与引当金		76,200
その他		699,988
流動負債合計		14,565,607

固定負債

長期未払金		21,600
退職給付引当金		1,075,559
役員退職慰労引当金		133,578
時効後支払損引当金		248,354
固定負債合計		1,479,092
負債合計		16,044,700

(純資産の部)

株主資本

資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		20,902,380
利益剰余金合計		28,242,970
株主資本合計		74,975,814

(単位：千円)

第36期中間会計期間
(令和2年9月30日現在)

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	1,720,876
評価・換算差額等合計	1,720,876
純資産合計	76,696,691
負債純資産合計	92,741,391

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第36期中間会計期間
 (自 令和2年4月1日
 至 令和2年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	32,500,161
投資顧問料	1,178,818
その他営業収益	6,615
営業収益合計	33,685,595
営業費用	
支払手数料	12,792,753
広告宣伝費	275,488
公告費	250
調査費	
調査費	1,005,823
委託調査費	5,663,034
事務委託費	344,079
営業雑経費	
通信費	208,539
印刷費	182,427
協会費	26,229
諸会費	8,309
事務機器関連費	917,566
その他営業雑経費	126
営業費用合計	21,424,626
一般管理費	
給料	
役員報酬	171,181
給料・手当	2,786,316
賞与引当金繰入	895,400
役員賞与引当金繰入	76,200
福利厚生費	625,724
交際費	1,235
旅費交通費	10,767
租税公課	186,405
不動産賃借料	327,689
退職給付費用	229,835
役員退職慰労引当金繰入	11,763
固定資産減価償却費	※1 643,956
諸経費	188,448
一般管理費合計	6,154,923
営業利益	6,106,045

(単位：千円)

第36期中間会計期間

(自 令和2年4月1日
至 令和2年9月30日)

営業外収益	
受取配当金	17,539
受取利息	2,089
投資有価証券償還益	24,505
収益分配金等時効完成分	275,165
受取貸料	32,904
その他	9,312
営業外収益合計	361,516
営業外費用	
投資有価証券償還損	37,772
時効後支払損引当金繰入	13,892
賃貸関連費用	※1 6,562
その他	2,149
営業外費用合計	60,377
経常利益	6,407,184
特別利益	
投資有価証券売却益	157,075
特別利益合計	157,075
特別損失	
投資有価証券売却損	37,339
特別損失合計	37,339
税引前中間純利益	6,526,919
法人税、住民税及び事業税	1,948,492
法人税等調整額	65,981
法人税等合計	2,014,473
中間純利益	4,512,445

(3) 中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当中間期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
中間純利益							4,512,445	4,512,445	4,512,445
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△4,945,224	△4,945,224	△4,945,224
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	20,902,380	28,242,970	74,975,814

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当中間期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
中間純利益			4,512,445
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	1,719,061	1,719,061	1,719,061
当中間期変動額合計	1,719,061	1,719,061	△3,226,163
当中間期末残高	1,720,876	1,720,876	76,696,691

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (6) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)	
建物	621,629千円
器具備品	1,475,730千円
投資不動産	148,595千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	
有形固定資産	83,458千円
無形固定資産	560,498千円
投資不動産	3,204千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| ④ 基準日 | 令和2年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

(リース取引関係)

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	337,978千円
1年超	—
合 計	337,978千円

(金融商品関係)

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	51,757,620	51,757,620	—
(2) 有価証券	47,281	47,281	—
(3) 未収委託者報酬	11,205,707	11,205,707	—
(4) 投資有価証券	17,118,778	17,118,778	—
資産計	80,129,387	80,129,387	—
(1) 未払手数料	4,401,647	4,401,647	—
負債計	4,401,647	4,401,647	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 产

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額 31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式 320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式 320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,690,037	11,992,800	2,697,236
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	小計	14,690,037	11,992,800	2,697,236
	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
その他	その他	2,476,022	2,692,895	△216,872
	小計	2,476,022	2,692,895	△216,872
合計		17,166,060	14,685,695	2,480,364

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 31,360 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)
1株当たり純資産額	362,493.28 円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	76,696,691
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	76,696,691
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	211,581

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 36 期中間会計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	21,327.27 円
中間純利益金額（千円）	4,512,445
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	4,512,445
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注)潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

豪ドル毎月分配型ファンド

約　　款

三菱UFJ国際投信株式会社

豪ドル毎月分配型ファンド

運用の基本方針

約款第22条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

豪ドル建ての国債、政府機関債、州政府債、社債、資産担保証券（A B S）、モーゲージ証券（M B S）、国際機関債等に分散投資を行います。

ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（0－3年、円換算ベース）をベンチマークとします。

ポートフォリオの平均格付は原則としてAA一格相当以上を維持することとし、投資する公社債は原則として取得時においてA一格相当以上の格付を取得しているものに限ります。

ポートフォリオの平均デュレーションは原則としてベンチマーク±1年以内の範囲で調整します。なお、デュレーション調整等のため、債券先物取引等を利用する場合があります。

公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は、100%を超えることがあります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用指図に関する権限は、U B Sアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託します。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑪外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『豪ドル毎月分配型ファンド』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金42,829,507,132円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第8項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項、第57条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については42,829,507,132口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第33条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）

の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取

得申込みの受け付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める累積投資契約約款にしたがって結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第13条 削除

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

（投資の対象とする資産の種類等）

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、

約款第27条から第29条までに定めるものに限ります。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第21条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの

16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 委託者（第23条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、本条、第22条、第24条から第31条、第33条、第39条および第40条において同じ。）は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の指図に関する権限の委託）

第23条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

UBSアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド

Sydney, New South Wales, Australia

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第47条の規定に基づいて委託者が受けける報酬から、原則として、毎年5月および11月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3カ月以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の25以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運

用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第30条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第27条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第30条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第23条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第35条 削除

(混蔵寄託)

第36条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

第37条 削除

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第39条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第40条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、

有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第44条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2003年5月30日から2003年7月15日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信

託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第50条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第52条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第50条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第50条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、2007年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部

解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第52条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第51条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第52条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

できます。

(信託契約の解約)

第53条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第59条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第60条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第50条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 2006年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第19条の規定および受益権

と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第4条 第29条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第5条 第29条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2003年5月30日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
三菱UFJ国際投信株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

(付表)

1. 約款第12条第2項および第52条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

シドニー先物取引所の休業日
シドニーの銀行の休業日
その他シドニーにおける債券市場の取引停止日

